

『のれんの会計処理に係る包括的考察』

日本会計研究学会スタディ・グループ中間報告書

浅見裕子
学習院大学

宮宇地俊岳
追手門学院大学

山下知晃
福井県立大学

米山正樹
東京大学

第1章 はじめに

本稿は、日本会計研究学会スタディ・グループ『のれんの会計処理に係る包括的考察』の中間報告書である。本スタディ・グループの目的は、のれんの事後的な会計処理（以下、単に「のれんの会計処理」とする）に関する「規則的償却 vs. 非償却・減損論争」および「減損損失計上の困難性（いわゆる“too little, too late”問題）」などに係る争点を、制度・実務・理論の側面から整理した上で、問題の解決を試みることである。

のれんの会計処理については、少なくとも1900年前後から論争が継続してきた。近年に目を向ければ、2000年代初頭に国際会計基準審議会（IASB）や米国財務会計基準審議会（FASB）によって、のれんの規則的償却が廃止され以降、規則的償却を求めるアプローチ（日本基準）と規則的償却を行わず、減損処理のみを求めるアプローチ（国際財務報告基準（IFRS）や米国基準）とが対立的に位置づけられ、議論されてきた。

そうしたなか、のれんの会計処理に係る検討が数年前に再開され、のれんの減損テストに係る新しいアプローチ（いわゆる取得前ヘッドルーム・アプローチ）の提案（現在は廃案）や、一度は廃止されたのれんの償却の再導入に関する議論が進められてきた。最近のFASBやIASBの動向においても、のれんの会計処理に関する検討は、様々な利害関係者を巻き込みながら、重要な局面に差し掛かっている。

しかしながら、のれんの会計処理は長きにわたって議論が続けられてきた、重要な論争点であるにも関わらず、その論争で主張されてきた議論に関しては、理論的・実証的な根拠（論拠）が十分に示されているものは決して多くない。加えて、のれんの会計処理に係る論争を解決するために、本当に目を向けるべき問題点（論点）は何かが整理され、明らかにされてきたとはいえない。

本研究では、のれんの会計処理をめぐる会計基準設定主体や学界、実務界などにおける多様な見解を、質問票調査や訪問面接調査（インタビュー調査）、文献調査、ならびに理論分析を駆使して整理し、そこから導出される仮説を検証することによって、のれんの性質や会計処理について、これまで合意されてきたことは何か、合意されていないことは何かを識別する。会計基準間におけるコンフリクトを解消し、のれんの会計処理をめぐる論争を解決するための手がかりを、理論的・実証的な観点から探ることが、本研究の目的である。

上述の研究目的を達成するために、本スタディ・グループは異なる研究方法にもとづく複数の研究を実施する。まず、本研究では、のれんの会計処理をめぐる主要な利害関係者グル

ープー財務諸表作成者、財務諸表利用者、ならびに会計監査人（以下では、単に作成者、利用者、監査人とする）一の見解を把握するための実態調査を行う。のれんの会計処理をめぐることは、主要な利害関係者のグループの間で見解が異なっていることが知られており、会計基準設定の議論でも、特定の利害関係者グループ（たとえば、利用者）の見解（とされるもの）を根拠に、特定の会計処理（たとえば、「規則的償却+減損処理」または「減損処理のみ」のアプローチ）の賛否が論じられてきた。しかし、主要な利害関係者グループが、実際にどのような見解を有しているのか、その見解にどのような違いがあるかについて、説得的な証拠が示されるケースは稀である（企業会計基準委員会 [ASBJ]、2017）。

そのような問題点をふまえて、のれんの会計処理をめぐることは、日本の作成者や利用者を対象とした徳賀他（2020）による質問票調査が行われている。しかし、徳賀他（2020）では、監査人を対象とした調査までは行われていなかった。会計基準設定においては、作成者・利用者のみならず、監査人もまた重要な利害関係者とみなすことができる。そこで、本研究では、作成者および利用者に加え、監査人についてものれんの会計処理に対する見解を把握するために、監査人を対象とした質問票調査を行う。

また、本スタディ・グループでは、先行研究や本研究によってえられた質問票調査の回答結果について、主要な利害関係者グループの有識者（後述する「エリート」）を対象としたインタビュー（エリート・インタビューかつ半構造化インタビュー）を実施する。このインタビュー調査を通じて、質問票調査の回答結果に対する詳細なフィードバックをえることにより、質問票調査でえた回答結果の背景や新たな論点（質問票調査だけでは答えられない新たな疑問）について深掘りを行う。

さらに、本研究では、以上の結果をふまえて、作成者・利用者・監査人の見解を比較し、これら三者間の見解の間にある異同を析出するとともに、インタビュー調査からえた知見と結び付けながら、その解釈を試みる。

加えて、のれんの会計処理をめぐることは、数多くの学術的な実証研究が行われている。特に、最近では基準設定における学術研究（特に実証研究）の活用に関心がもたれており、実際に、基準設定主体スタッフのよる実証研究のレビューも行われている（たとえば、IASB, 2021b）。基準設定主体スタッフが実施したレビューを、本スタディ・グループが独自に実施したレビューと対比することにより、基準設定のプロセスにおいて、実証的知見が論争の解決に資するものとなっているかを評価する。また、実証研究のレビューと上述の質問票調査およびインタビュー調査の結果の検討から、新たに浮かび上がってきた新しい疑問や仮説について、追加的な実証分析を行う。

最後に、本研究では、のれんの会計処理について各主体において合意されている事項は何であり、どのような事項については合意されていないのかを識別する。それにより、会計基準間におけるコンフリクトを解消し、のれんの会計処理をめぐる論争を解決する端緒を示す。そのためには、利害関係者への質問票調査やインタビュー調査による実態の把握や実証的証拠の整理だけではなく、これらの知見について、理論的な視点にもとづく（俯瞰的な）

分析は欠かせない。そこで本研究では次の3つの観点から、のれんの会計処理をめぐる論点について、理論的な検討を試みる。すなわち、(1) のれんの性質（「のれんとは何か」）と会計処理の関係、(2) 基準の体系を支える利益観（会計観）とのれんの会計方法、そして、(3) 会計利益における自己創設のれん（主観のれん）の認識の観点からの分析を行う。

以上が本スタディ・グループで取り組む研究課題であるが、本研究の中間報告にあたる本稿では、これまでわれわれが進めてきた研究のうち、まとまった成果がえられている部分について、その成果の概要を示す。具体的には、(1) 上述の監査人に対する質問票調査の回答結果、(2) 有識者に対するインタビュー調査の結果、ならびに、(3) 先行研究による作成者・利用者に対する質問票調査と本研究の監査人に対する質問票調査の回答結果の比較から析出した三者間の見解の異同について紹介する。

本スタディ・グループの研究は現在も進行している途中であるが、現時点で、われわれがえた研究成果には次のような意義があると考えられる。まず、本稿の分析結果によって、先行研究ではあきらかにされていなかった、のれんの会計処理に対する監査人の見解があきらかにされている。また、作成者・利用者・監査人の三者間の回答比較を通じて、どのような点では一致した見解がえられており、どのような点では見解の一致をみていないのかを明らかにすることができる。これは、のれんの会計処理をめぐる論争について、複雑に絡み合った論点を整理するために、これまでとは異なる視点を与えるものとなる。さらに、質問票調査とインタビュー調査を組み合わせることによってえられた新しい発見事項は、これから明らかにする必要のある新しい疑問を浮かび上がらせるとともに、別の研究方法（アーカイバル調査など）によって検証すべき新たな仮説の導出につながるものとなっている。

以下、本稿の構成は次のとおりである。まず、続く第2章では、本研究と関連する先行研究について整理を行い、本稿で取り組む研究課題について述べる。第3章では、第2章で述べた研究課題に取り組むために、本研究で採用した研究方法について述べる。第4章以降は、現時点での研究成果の一部を概説する。具体的には、第4章で大手監査法人・準大手監査法人に対して行った質問票調査の回答結果を、第5章で有識者に対して行った訪問面接調査（インタビュー調査）の結果を、第6章では第4章で紹介した監査人に対する質問票調査の結果を先行研究で行われた作成者・利用者に対する結果を、インタビュー調査でえた知見も活用しながら、比較・検討する。終章では、最終報告に向け、本研究に残された課題について述べる。

第2章 先行研究の整理と検討課題

2.1 のれんの会計処理をめぐる議論の動向

はじめにでも述べたとおり、のれんを償却すべきか、それとも非償却とすべきかという論争は現在に至るまで国際的な会計基準設定の場で論争が続けられている問題である¹。特に、最近では、利害関係者によって「減損処理のみ」²のアプローチの限界（問題点）が認識されるようになってきており、減損テストの改善が試みられる一方で、のれんに対して償却の再導入を求める声も徐々に大きくなってきている（たとえば、Accounting Standards Board of Japan [ASBJ], European Financial Reporting Advisory Group [EFRAG] and Organismo Italiano di Contabilità [OIC], 2014；ASBJ and Hong Kong Institute of Certified Public Accountants [HKICPA], 2020；IASB, 2015, 2020）。

実際、FASB では、ボードメンバーによって、のれんを規則的に償却すること、反証できる場合を除き 10 年という画一的な年数を償却期間として適用することなどが「暫定的に」決定されている³。現在は、この暫定的な結論にもとづいて、その後の議論をすすめているようである^{4,5}。他方、IASB では、一度はのれんの償却再導入を否決しながらも、ボードメンバー内で意見が割れていたことを理由に、改めて利害関係者に対して上述の予備的見解からのコメントを求めるなど、のれんに対して償却を再導入するか、非償却のままとするかについてはいまだ結論に至っていない⁶（IASB, 2020）。

本研究の目的は、このような状況のもとで、のれんの会計処理に関する利害関係者の多様な見解を把握・整理し、のれんの性質や会計処理について、何が合意され、逆に、何が合意されていないかを識別することで、当該処理をめぐる論争を解決するための手がかりを探ることにある。本章ではこの目的に照らして、先行研究の整理を行い、本研究における検討課題を析出する。なお、本章では先行研究を広く解釈し、日本の基準設定主体（および基準

¹ これまでの議論の動向については、たとえば Linsmeier and Wheeler（2021）によるまとめも参考になる。

² 本稿では、のれんの規則的償却を禁止し、減損処理のみを行うアプローチを「減損処理のみ」とし、のれんに対して規則的な償却を行ったうえで、減損処理を求めるアプローチのことを「規則的償却＋減損処理」とする。

³ 2020 年 12 月 16 日の FASB ボード・ミーティング議事録（FASB, 2020）にこれらの暫定的な結論が述べられている。議事録は以下の URL から取得可能である。

URL: https://www.fasb.org/jsp/FASB/FASBContent_C/ProjectUpdateExpandPage&cid=1176171566054&pf=true（最終アクセス日：2021 年 7 月 30 日）

⁴ 2021 年 4 月 7 日および 6 月 23 日の FASB ボード・ミーティング議事録（FASB, 2021b, c）を参照。これらの議事録はともに、FASB の Web ページから取得できる（2020 年 12 月 16 日分も同様）。

URL: https://www.fasb.org/jsp/FASB/FASBContent_C/ProjectUpdateExpandPage&cid=1176171566054&pf=true（最終アクセス日：2021 年 7 月 30 日）

⁵ もっとも、FASB も、FASB（2019）によるコメント募集に寄せられた回答にもとづき、「減損処理のみ」と「規則的償却＋減損処理」のいずれが望ましいかについて、利害関係者の間で意見が一致しているとは考えていないようである（FASB, 2021c, pp.13-14）。

⁶ IASB（2020）に対するコメントの分析は、IASB（2021a, c）を参照せよ。

設定主体のスタッフ）や経済団体（以下、まとめて基準設定主体等）によって行われたものについても整理の対象とする。以下では、最初に基準設定主体等による調査から整理を行う。

2.2 先行研究の整理

基準設定主体等による調査

日本経済団体連合会（経団連）の金融・資本市場委員会企業会計部会は、のれんの会計処理に関わる複数の論点について、同部会に所属する企業 58 社（回答は 31 社より回収）を対象に調査を行っている（以下、この調査を経団連（2017）とする）。その調査結果によれば、のれんの会計処理として、「規則的償却+減損処理」と「減損処理のみ」のいずれを支持するか、について、93.5%（31 社中 29 社）の企業（その中には IFRS 採用企業や米国基準採用企業も含まれる）が「規則的償却+減損処理」を支持していた（8 頁）。「規則的償却+減損処理」を支持した企業の理由としては、様々なものを取り上げられているが、この調査ではそれらの理由を大きく 4 つに集約している。具体的には、(1) のれんを償却することによる M&A 後の適切な業績の把握ができること、(2) のれんの償却が企業経営の安定性や経営の規律づけに資すること、(3) のれんは経年的に減価し、自己創設のれんに置き換わるため、償却することが望ましいこと、そして、(4) のれんの償却によって、より適時にのれんの減損損失を認識でき、投資の成否を判断に有用となること、の 4 つにまとめられている。

さらに、経団連（2017）は、のれんの償却期間の見積もりに関する実務の状況やのれんの償却期間を再導入するとした場合の償却期間の上限年数に関する意見についても調査を行っている。のれんの償却期間の上限年数については、「10 年」とする意見や「20 年」とする意見がみられたことが報告されている（17-18 頁）。なお、すでに IASB においても廃案となっているが、回答者の間では、理論的・実務的な問題から、減損テストの改善策として、いわゆる取得前ヘッドルーム・アプローチを支持する意見はみられなかったと述べられている（19 頁）⁷。

のれんの会計処理をめぐって、実態や利害関係者の見解を調査したものには、経団連（2017）だけではなく、ASBJ によって行われた調査もある。ASBJ（2015）は、日本企業ののれんの償却期間の実態について調査を行った研究である。JPX 日経インデックス 400 に含まれている日本基準採用企業に関するのれんの開示状況を調査することに加えて、質問票を用いて、日本企業（大半が規模の大きな多国籍企業とされる）を対象（回答は 56 社中 26 社から回収）としたのれんの償却期間に関する実態調査も行っている。その調査結果では、業種によって傾向に違いがみられるものの、過去 5 年に行われた主要な企業結合の償却期間として、20 年という回答がもっとも多く（38%）、次に 10 年（30%）、そして 5 年（22%）の順で回答が多かったことが報告されている（par. 24）。さらに、ASBJ（2015）の調査では、のれんの償却期間の規定のあり方についても調査が行われており、回答者の 48%が、20 年

⁷ 関連して、回答者の間で、“too little, too late”問題ならびに減損テストの簡素化への対応として、のれんに償却再導入を求める意見があったことも紹介されている。

を上限年数として、作成者が償却期間を決定する方法を支持していたことも報告されている（par. 33）。

ASBJ（2017）は、のれんの会計処理に関して、日本のアナリスト 11 名⁸に対して行われたインタビュー調査である。この調査ではアナリストによるのれん関連情報の利用方法とといった論点についても調査が行われているが、アナリストに対して、のれんの会計処理としていずれの処理（具体的には、「減損処理のみ」、「規則的償却＋減損処理」、および、「即時償却」）を適切と考えているかについて、直接、質問を行っている。なお、ASBJ（2017）は、回答者のどれだけが、どの会計処理を支持しているかについて定量的な結果のまとめを行っておらず、インタビュー結果の定性的なまとめのみが行われている点には注意が必要である。この調査では、のれんについていずれの会計処理が適切かに関する見解は回答者の間で異なっていた（その見解は多様である）ことが報告されている。

学術的な調査

徳賀他（2020）は、上述の基準設定主体等による調査をふまえながら、より学術的な観点から、作成者および利用者に対して、のれんの会計処理に関する質問票調査⁹を行っている。徳賀他（2020）では、先行する基準設定主体等による調査とは異なり、作成者、利用者のいずれか一方を対象とするのではなく、その両方を対象として調査が行われている。その調査に際しては、後で異なる利害関係者グループ間で回答結果を比較することができるよう、原則として共通の質問票が用いられている¹⁰。さらに、先行調査では限定された、小規模な集団に対して質問票あるいはインタビュー調査が行われていたが、徳賀他（2020）では、より大きな集団を対象として、調査が実施されており、のれんの会計処理をめぐる論点について、作成者・利用者の見解が定量的に調べられている。徳賀他（2020）は、本スタディ・グループの研究にとって、特に重要な意義をもっているため、以下ではその内容をやや詳しく紹介する。

徳賀他（2020）は、作成者に関して 447 件（2,718 社中、回答率は 16.45%）、利用者（主としてアナリスト）に関して 130 件（673 名中、回答率は 19.32%）の回答を得ており、それぞれに関する回答をまとめている。その調査結果では、のれんの会計処理について、作成者に関しては、回答者の 73.38%（447 件中 328 件）が「規則的償却＋減損処理」を、15.88%（447 件中 71 件）が「減損処理のみ」を支持していることが報告されている（残りの回答者は「ど

⁸ ASBJ（2017、pars. 7-8）では、インタビュー対象が「著名なアナリスト」とであると説明されており、11 名のアナリストの内訳について、バイサイドの株式アナリストとセルサイドの株式アナリストがそれぞれ 5 名、残り 1 名がクレジット・アナリストであることが示されている。

⁹ 調査では、web 上の回答フォームを中心として、一部の調査対象に対しては紙媒体の質問票の利用もなされている（徳賀他、2020、21 頁）。

¹⁰ ただし、共通の質問事項の場合でも、調査対象に合わせて文言が変更されている。また、利用者に対しては、作成者の質問票には含まれていない固有の質問内容が含まれている（詳しくは徳賀他、2020、第 3 節を参照せよ）。

ちらでも構わない」を選択、以上、28 頁、図表 2-5)¹¹。他方、利用者に関しては、回答者の 62.31% (130 件中 81 件) が「規則的償却+減損処理」を、20.00% (130 件中 26 件) が「減損処理のみ」を支持していたことが結果として報告されている (68 頁、図表 2-26)。この結果は、日本の作成者と利用者の両方で、回答者の半数以上が「規則的償却+減損処理」を望ましい会計処理と考えていることを示すものとなっている。ただし、その割合については、作成者と利用者間で差がある (利用者の方が「規則的償却+減損処理」を支持する割合が低くなっている) ことには注意が必要である。

徳賀他 (2020) では、「規則的償却+減損処理」を支持した回答者を対象に、のれんの償却期間に関する論点についても調査を行っている。たとえば、この調査では、のれんを償却する場合にどのような規定とすべきか (「償却期間の上限を設けるべき」、「画一的な償却期間を設けるべき」、および、「償却期間に関する規定を設けるべきではない」、から選択) について質問が行われている。徳賀他 (2020) では、作成者、利用者ともに、のれんを償却する場合に「償却期間の上限を設けるべき」と考えていること (作成者については 71.17%、利用者については 81.48%) が報告されている (47 頁、図表 2-11 および 79 頁、図表 2-30)。

さらに、「償却期間の上限を設けるべき」や「画一的な償却期間を設けるべき」を選んだ回答者については、それぞれ「何年を償却期間の上限とすべきか」や「何年を画一的な償却年数とすべきか」についても質問が行われている。その結果 (45 頁、図表 2-12) によれば、「償却期間の上限を設けるべき」を選んだ作成者の間では、20 年を選んだ回答者がもっとも多く (56.96%、230 件中 131 件)、続いて 10 年を選んだ回答者が多かったことが報告されている (30.00%、230 件中 69 件)。他方で、利用者については 10 年を選んだ回答者がもっとも多く (48.48%、66 件中 32 件)、次に多かったのは 20 年であった (31.82%、66 件中 21 件) ことが報告されており (80 頁、図表 2-31)、作成者とは異なる傾向が観察されている。また、「画一的な償却期間を設けるべき」を選んだ作成者・利用者については、ともに、10 年を具体的な償却期間と選んだ回答者が多く (作成者 41.67% (36 件中 15 件)、利用者 50.00% (8 件中 4 件))、次に多かったのは 5 年であった (作成者 38.89% (36 件中 14 件)、利用者 37.50% (8 件中 3 件)) ことが報告されている (49 頁、図表 2-13 および 80 頁、図表 2-32)。

その他にも、徳賀他 (2020) では、のれんの償却期間の決定要因やのれんの性格に関する質問やのれんの会計処理が企業の意思決定に与える影響など、様々な論点に関する調査が行われている¹²。

¹¹ なお、徳賀他 (2020) では、のれん計上企業 (全体からのれんが未計上である企業とのれん残高の有無が確認できず、不明と分類された企業を除いたサンプル) についても結果を集計している (28 頁、脚注 56)。具体的には、77.20% (250 件中 193 件) が「規則的償却+減損処理」を、14.80% (250 件中 37 件) が「減損処理のみ」を支持していることが報告されている (28 頁、図表 2-5)。以下の作成者に関する結果の紹介については、サンプル全体の結果のみにふれることにする。

¹² その結果の一部については、第 6 章の作成者・利用者・監査人の回答比較結果でも紹介されている。

2.2 本研究の検討課題

ここまでみてきたとおり、基準設定主体等による調査（ASBJ、2015、2017；経団連、2017）や学術調査（徳賀他、2020）では、作成者や利用者（主としてアナリスト）に対して、のれんの会計処理をめぐる実態や見解に関する調査が行われてきた。ただし、これまでの調査については、いくつかの限界や課題が存在する。

たとえば、基準設定主体等の調査については、次のような限界や課題がある。

- 調査対象が小規模であることに加えて、なぜそのような調査対象が選ばれたのかが明らかではない。
- 調査は基準設定過程における意見発信を目的としたものであり、調査の内容や紹介されている結果は、調査主体がもつ「主張（政治的立場）」に影響されている可能性がある。
- それぞれの調査結果が比較可能ではなく、それぞれの利害関係者間の違いを明らかにすることができない。また、定量的な結果のまとめが行われている調査がある一方で、定性的な結果のまとめにとどまっている調査もあり、利害関係者グループの見解を客観的に把握することが難しいものもある。

徳賀他（2020）は、上述の基準設定主体等による調査の限界や課題を意識しつつ実施された調査であるものの、次のような課題が残されている。

- 会計基準設定プロセスにおける主要なプレーヤーとしては、作成者・利用者だけではなく、監査人も含まれるが、徳賀他（2020）では監査人を対象とした調査は行われていない¹³。
- 質問票調査によって収集した回答結果の分析によって、それぞれの利害関係者グループの見解に関する大まかな傾向を把握することが可能となるものの、それだけでは回答（そして、利害関係者グループの間で回答に違いが観察される場合には、その違い）の背景にある理由（原因）について明らかにすることは難しい。

これらの限界や課題をふまえて、本研究では次の課題について取り組むこととした。まず、これまで基準設定主体等の調査や徳賀他（2020）で調査対象とされていなかった監査人を対象に質問票調査を行う。これは「会計基準設定に大きな影響力を持つグループとして、作成者と利用者以外に、監査人の存在を見過ごすことはできない。監査人の考え方はのれんの会計処理を制度的に左右する可能性があり、また、監査人は作成者とも利用者とも異なる判断要因（例えば、監査上のリスクの考慮）を持っている可能性があるため」（山下他、2021、5頁）である。

また、本研究では、作成者、利用者、監査人の三者の回答結果を比較し、各利害関係者間にみられる異同を明らかにする。三者の間で回答結果に違いが観察されれば、その結果について検討を行う。これにより、のれんの会計処理をめぐる論争においてなされてきた主張や

¹³ ただし、この点は基準設定主体等による調査についても同様である。

取り上げられてきた論点を整理し、当該論争を解決するために取り上げるべき論点は何かを明確にすることが期待できる。さらに、質問票調査の結果にもとづいて、その回答結果の背景をより深く理解するために、作成者、利用者、監査人に対してインタビュー調査を実施する。このようなインタビュー調査によって、質問票調査の結果に対する理解を深めることができるだけでなく、今後、実証研究によって検証すべき新たな仮説を導出することが可能となる。

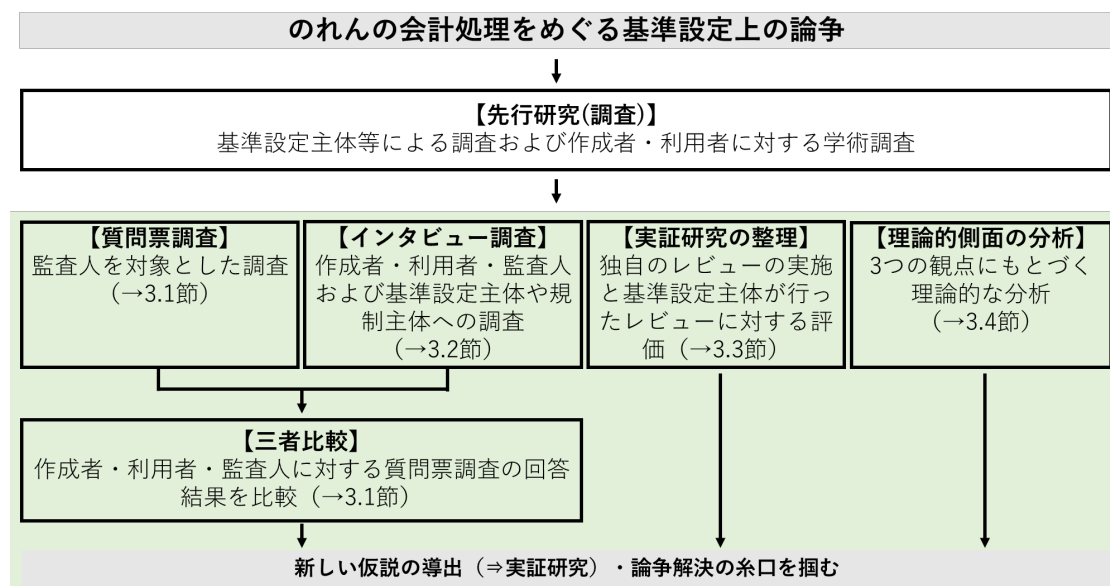
もちろん、のれんの会計処理をめぐる論争を整理するためには、上述の利害関係者に対する質問票調査やインタビュー調査以外にも、論争の背景にある理論的・実証的な根拠（論拠）を確認する作業も重要である。たとえば、本稿でも、後の章で議論されるように、「のれんとは何か」や「“too little, too late”問題は生じているのか」といった論点について、「のれん」や“too little, too late”という言葉によって何が含意されているかも含めて、当事者の間の見解や事実認識に不一致がみられる¹⁴。このような状況で、長きにわたって続いてきた論争を整理し、一定の解決策を模索するためには、何が妥当な事実認識といえるか（あるいは、それぞれの論者がどのような事実認識にもとづいた主張を行っているか）を評価することに加えて、理論的な視点から論争を俯瞰的に整理・分析することが必要となる。そこで、本研究では、のれんの会計処理と関連する実証研究について包括的な調査を行い、さらに、これまでの論争について、何が合意され、何が合意されてこなかったかを、理論的な視点にもとづいて検討する。

¹⁴ たとえば、本稿第5章を参照せよ。

第3章 研究方法

本章では、前章で述べた研究課題に取り組むにあたり、本研究で採用した研究方法について述べる。本研究の全体像は図表 3-1 にまとめられているとおりである（本研究が取り組む研究内容は同図表中の緑色囲みの中に記載されたものである）。以下、この全体像に沿って、本研究の研究方法を説明する。

図表 3-1 研究アプローチの全体像



（注）緑色で囲まれている領域が本スタディ・グループで行われる研究内容。図表中の節番号は本章の節番号を表す。

3.1 監査人に対する質問票調査¹⁵

3.1.1 質問票の内容

すでに述べたとおり、本研究では先行研究において、質問票調査やインタビュー調査の対象とされていなかった監査人に対して質問票調査を行う。この調査では、先行研究（徳賀他、2020）による利用者・作成者の回答結果との比較可能性を担保するため、同じ質問を含めた質問票を用いて調査を行う。ただし、監査人を対象としたことに合わせて、監査人への質問や回答の選択肢としてふさわしくなるように、一部、文言を修正したり、選択肢を変更したりした箇所がある。さらに、本研究では、のれんの会計処理に関して、監査人に尋ねることがふさわしいと判断した内容については、監査人固有の質問事項として質問票に加えてい

¹⁵ 以下の 3.1.1 および 3.1.2 の説明は、山下他（2021）、第 1 章第 2 節（「本調査の内容について」）および第 2 章第 1 節（「はじめに」）にもとづいている。

る。本研究で扱われている調査内容をまとめたものが次の図表である。なお、図表中には徳賀他（2020）で扱われている調査内容も併記した。

図表 3-2 本研究の質問票調査で扱われているトピックス

トピックス	作成者	利用者	監査人 (本研究)
• のれんの会計処理について「減損処理のみ」と「規則的償却＋減損処理」のいずれが望ましいか（あるいは「どちらでも構わない」のか）	✓	✓	✓
• のれんを償却する場合、どのような償却期間の規定が望ましいか	✓	✓	✓
• のれんの性質をどのように捉えているか	✓	✓	✓
• のれんの金額やのれんの償却費を証券分析においてどのように利用しているか		✓	
• のれんはどの程度監査が困難か、のれんの監査によって株主などからの訴訟リスクや品質管理レビューなどで指摘を受けるリスクは高まっているか			✓
• のれんの減損認識は適時に行われているか、また、その金額の見積もりは適切か			✓
• 現行制度から離れて、考えられうるのれんの会計処理のあり方（任意選択および条件別の「償却」・「非償却」の使い分け、ならびに論理的に考えうる代替的な処理方法）について、どのように評価するか	✓	✓	✓
• のれんと関連する追加的な情報（のれん控除後の純資産）は減損認識の適時性を高めるか	✓	✓	✓
• のれんの会計処理のあり方は作成者（企業）の行動（M&A）に影響を及ぼすか	✓	✓	✓

ここで、本研究の質問票調査で扱った内容（トピックス）の概要を述べる¹⁶。

1. のれんの会計処理について「減損処理のみ」と「規則的償却＋減損処理」のいずれが望ましいか（あるいは「どちらでも構わない」のか）

このトピックに関連する質問として、まず、回答者にとって、監査人の立場から、「減損処理のみ」と「規則的償却＋減損処理」のいずれがより望ましいか、あるいは「どちらでも構わないか」を質問した。続いて、「減損処理のみ」または「規則的償却＋減損処理」を望ましいと答えた回答者に対しては、その回答を選んだ理由も尋ねた。

2. のれんを償却する場合、どのような償却期間の規定が望ましいか

このトピックについては、「規則的償却＋減損処理」がより望ましいと答えた回答者に対してのみ、償却期間を決定する際に（作成者が）重視していると考えられる要因や具体的な償却期間の規定についての見解を尋ねる質問を行った。

3. のれんの性質をどのように捉えているか

このトピックでは、回答者がのれんの性質やのれんを構成する要素についてどのような見解をもっているかについても質問を行った。

4. のれんはどの程度監査が困難か、のれんの監査によって株主などからの訴訟リスクや品質管理レビューなどで指摘を受けるリスクは高まっているか

このトピックは作成者・利用者に対する調査では扱われていない、監査人固有のトピックである。具体的には、回答者がのれんの監査がどれほど困難か、のれんの監査と関連して、訴訟のリスクが高まっていると感じているか、また、日本公認会計士協会の品質管理レビュー・公認会計士監査審査会のモニタリングの中で、指摘を受ける可能性が増大しているか尋ねている。

5. のれんの減損認識は適時に行われているか、また、その金額の見積もりは適切か

このトピックも、監査人固有のトピックである。このトピックについては、のれんの減損認識はその兆候に対して適時に行われていると考えているか、それとも兆候に対して遅れて、または早く認識していると考えているかを、「規則的償却＋減損処理（日本基準）」と「減損処理のみ（米国基準・IFRS）」とに分けて質問を行っている。続いて、のれんの減損損失の見積もり額についてそれが適切か、そうでないか（過大ないし過小か）を、同じように「規則的償却＋減損処理（日本基準）」と「減損処理のみ（米国基準・IFRS）」とに分けて質問し

¹⁶ 後の章でも述べるように、本稿では以下のトピックスすべての結果について述べることはせず、その中から取捨選択したトピックスに絞って、その回答結果の概要を示す。

た¹⁷。

6. 現行制度から離れて、考えられうるのれんの会計処理のあり方（任意選択および条件別の「償却」・「非償却」の使い分け、ならびに論理的に考えうる代替的な処理方法）について、監査人はどのように評価するか

本研究では、徳賀他（2020）による研究を踏襲し、「減損処理のみ」と「規則的償却＋減損処理」という2つの会計処理の間での対立という枠組みを離れて、論理的に考えられうる代替的なれんの会計処理方法についても、2つの質問を通じて、回答者の見解を尋ねた。

7. のれんの会計処理のあり方は作成者の行動（M&A）に影響を及ぼすか

のれんについては、その非償却化が無謀な M&A の意思決定につながる（つながっている）というように、その会計処理のあり方が、企業の意思決定に影響を与えることを指摘する声もある。そこで本研究では、最後のトピックとして、のれんをどのように会計処理するかが、作成者の M&A の意思決定に影響する可能性があるかについても、回答者の見解を尋ねている。

3.1.2 質問票調査の方法

監査人に対する質問票調査は次の要領で実施した。

- ・ 調査期間：2020 年 12 月 1 日から 2021 年 1 月 10 日および 2021 年 4 月 3 日から 2021 年 4 月 30 日
- ・ 調査対象：大手監査法人（4 法人）および準大手監査法人（6 法人¹⁸）のパートナー
- ・ 回答の収集方法：各法人の担当者を通じて、回答用 web フォームを対象者に通知。その web フォームを通じて回答を収集

なお、調査対象者数の内訳は、大手監査法人 1,680 名、準大手監査法人 281 名、合計 1,961 名である。回答は全部で 620 件であり（正確には 622 件の回答があり、回答間の不整合性から 2 件を除外した）、回答率 31.62%となった。なお、620 件の内訳は、大手監査法人が 433 件、準大手監査法人 187 件であった¹⁹。

3.1.3 作成者・利用者・監査人の回答結果の比較

本研究では、監査人の回答結果について分析するだけでなく、その結果を徳賀他（2020）

¹⁷ なお、このトピックと関連して、徳賀他（2020）の調査と同じように、のれん控除後純資産の開示によって、減損処理の適時性を高めることができるかについても質問も行っている。

¹⁸ 本研究では、日本公認会計士協会の分類に従い、準大手監査法人を分類している。具体的には、公認会計士・監査審査会により準大手監査法人に分類されている 5 法人にひびき監査法人を加え、本研究での準大手監査法人としている。

¹⁹ 回答者の特性は、山下他（2021）、第 2 章第 2 節を参照されたい。

の作成者・利用者の結果と比較する。図表 3-2 にもあるとおり、上述の監査人に対する調査は、作成者および利用者に対する調査と回答結果の一部を比較できるように設計されている。検討課題でも述べたが、三者の回答結果を比較する目的は、会計基準設定における主要な利害関係者グループである作成者・利用者・監査人の間でのれんの会計処理をめぐる見解にどのような相違が観察されるか、あるいは、どのような部分で異なる利害関係者グループ間で類似した結果が観察されるかを検討することにある。特に、利害関係者グループ間で相違が観察された場合には、なぜ、そのような違いが観察されたのか、その理由についてさらなる検討を行う。ただし、この点を考察するためには、質問票から収集した回答結果を検討するだけでは限界がある。そこで、本研究は以下に述べるインタビュー調査から得た回答も補完的に用いながら、三者比較の結果について考察を行うことにした。

3.2 利害関係者に対するインタビュー調査²⁰

3.2.1 インタビュー調査の内容

本研究では、徳賀他（2020）や山下他（2021）の質問票調査の結果²¹から新たに惹起された疑問点について、各利害関係者グループ（作成者・利用者・監査人）の有識者に対するインタビューを実施した。このインタビュー調査は、質問票調査に対するフィードバック調査として位置づけられるものである。インタビュー調査において取り上げた疑問点は次のとおりである。

- なぜ作成者のみならず、利用者も規則的償却を支持しているのか。米国 FASB の公聴会において、ほとんどの利用者が非償却（減損のみ）を支持していたが、この相違は何に起因するものなのか。
- のれんを費用化するパターンの違いが損益に及ぼすインパクトは、製造業か、非製造業か、あるいは経団連加盟企業か、非加盟企業かなどに応じて異なると考えられるのにも関わらず、作成者が一様に規則的な償却を支持しているのはなぜか。
- 償却期間に関して、一定の上限を定めるとともに、具体的な償却期間については経営者の裁量に委ねる方法が広く支持されたのはなぜか。
- 規則的償却に反対する立場からは、のれんの価値は追加的な投資（支出）によって維持され、向上するはずなので、デフォルトで費用が計上されることとなる規則的償却は望ましくない、という議論がみられる。日本の市場関係者はこの議論をどうとらえているのか。（「のれんの価値が維持されているように見えるのは、買入のれんの価値下落を補うように新たな自己創設のれんが醸成されるからであって、買入のれん自体

²⁰ 以下の 3.2.1 および 3.2.2 の説明は、米山他（2021）のⅠ（「はじめに—本稿の目的—」）とⅡ（「インタビュー調査の概要」）にもとづいている。

²¹ より正確には、徳賀他（2020）の改訂以前の版である徳賀他（2019）を用いて、インタビュー調査の設計が行われた。

の価値は下落している」という議論を作成者・利用者はそれぞれ理解し、受け入れているのか。)

- 規則的償却に反対する立場からはこのほか、のれんの維持および価値向上のための支出を期間費用にするとともにのれんを規則的に償却すれば、費用の二重計上になってしまう、という議論がみられる。日本の市場関係者はこの議論をどうとらえているのか。(そもそも費用の二重計上にはあたらないと考えているのか、それとも議論としての合理性を認めたうえで、重要な問題はないと考えているのか。)
- いま IASB でのれんの会計処理に関する見直しが進められているのは、のれんの費用化は“too little, too late”だと言われているからである。日本では、例えば、規則的償却が行われているため“too little, too late”問題が回避されている、という受け止め方がなされているのか。

3.2.3 インタビュー調査の方法

本研究では、上述の疑問に答えるために、エリート・インタビューを実施した。ここで、エリート・インタビューとは、各所属組織で意志決定を左右できる人物である「エリート」を調査対象に限定して行われるインタビュー調査のことである。本インタビュー調査で、調査対象を上述の「エリート」に限定した理由は、そのような立場についている人物であれば、関係する組織を絶えず俯瞰し、「構成メンバーの平均的な意見」を集約していると考えられると考えたためである。

さらに、本研究では、個々のインタビューを、半構造化調査(半構造化インタビュー)の形で実施している。ここで半構造化調査とは、回答者に対して、事前に質問事項を準備していくものの、実際のインタビュー時には、インタビューの流れをふまえて、一部の質問について重点的にインタビューを行う方法である(そのため、それ以外の質問を省略することがある)。調査において、われわれの事前の認識には限界があり、インタビュー時には当初は想定していなかった展開も想定される。そこで、本研究では、アンケート調査を通じて明らかになった論点の背景を探ることを目的とした場合、この方法によることでもっとも豊かな情報が引き出せると考えたのである。したがって、本研究で行われたインタビュー調査は、半構造化調査によるエリート・インタビューということができる。

インタビュー調査の基本的な情報は図表 3-2 に一覧表としてまとめている。また、インタビュー対象者に配布した資料は米山(2021)に付録として掲載している。なお、今回のインタビュー時間は、対象者が多忙であることを考慮して、いずれも1時間と設定していた。また、回答者に対しては、「すべての質問に回答をする必要はない」旨を事前に伝えただけで調査に臨んだ。これは、調査対象者から、それぞれの専門的知識や経験にもとづく自由な回答をできるだけ引き出すことを考えたためである。

図表 3-2 インタビュー調査基本情報

訪問先カテゴリー	訪問先	会計基準	回答者	訪問日時	訪問者
作成者	P-1 大手製造企業	IFRS	財務担当者 4 名 (オンライン)	2020/11/10 16:30－17:30	徳賀・宮宇地・山下
	P-2 大手金融機関（銀行業）	IFRS	役員 1 名、財務・会計部門の担当者 3 名	2020/11/30 14:00－15:05	浅見・徳賀・米山
	P-3 大手製造企業	IFRS	役員 1 名	2020/12/1 14:00－15:05	浅見・徳賀・米山
	P-4 大手金融機関（保険業）	日本基準	役員 1 名、財務・経理部門の責任者 3 名	2020/12/1 15:30－16:35	浅見・徳賀
	P-5 大手総合商社	IFRS	財務・経理部門の責任者 2 名、担当者 1 名	2021/3/10 13:00－14:05	浅見・徳賀・米山
	P-6 大手通信会社（通信業）	IFRS	財務担当者 3 名 (オンライン)	2021/3/18 13:00－14:00	浅見・徳賀・米山
利用者	U-1 債券格付機関	N/C	役員 1 名	2020/11/17 10:30－12:00	浅見・徳賀・米山
	U-2 投資信託会社	N/C	役員 1 名	2020/11/17 13:30－14:35	浅見・徳賀・米山
	U-3 大手証券会社	N/C	役員 1 名	2020/11/17 15:30－16:35	浅見・徳賀・米山
	U-4 証券アナリストの業界団体	N/C	役員 2 名	2020/11/30 16:00－17:05	浅見・徳賀・米山
	U-5IR 業界の団体	N/C	役員 1 名	2020/12/1 12:00－13:05	浅見・徳賀・米山
監査人	A-1 大手監査法人	N/C	役員 1 名、 パートナー 2 名 役員 2 名、 パートナー 2 名	2020/12/1 10:00-11:05 2021/3/19 11:00－12:00	浅見・徳賀・米山 浅見・徳賀・米山
	A-2 公認会計士の業界団体	N/C	役員 1 名	2021/3/12 11:00－12:00	浅見・徳賀・米山

	A-3 大手監査法人	N/C	役員 1 名	2021/3/17 14:30－15:30	浅見・徳賀・米山
	A-4 大手監査法人	N/C	役員 1 名、 パートナー 1 名	2021/3/18 11:00－12:00	浅見・徳賀・米山
	A-5 大手監査法人	N/C	役員 1 名、 パートナー 2 名	2021/3/19 13:00－14:00	浅見・徳賀・米山
	A-6 準大手監査法人	N/C	役員 1 名、 パートナー 1 名	2021/3/19 16:15－17:15	浅見・徳賀・米山
	A-7 準大手監査法人	N/C	パートナー 1 名	2021/3/23 11:15－12:00	浅見・徳賀・山下・ 米山

(出所) 徳賀他 (2021) の図表 15。

3.3 実証研究のレビュー

本研究では、のれんの会計処理に関して行われてきた実証研究に注目し、そのレビューも行う。のれんの会計処理に関する実証研究のレビューについては、基準設定主体（または、基準設定主体スタッフ）が、IASB による基準適用後レビュー（Post Implementation Review; PIR）やスタッフ・ペーパー（IASB, 2021b）として公表しているものがある。そこで、本研究では、本スタディ・グループが独自に実施したレビューと基準設定主体側のレビューとの対比によって、基準設定のプロセスにおいて、実証的知見が論争の解決に資するものとなっているかを評価する。なお、以下に示すとおり、今回の実証研究のレビューでは、のれんを題材とした研究だけではなく、「のれんは減価するか」という論点と関連して、超過利益（率）の推移を題材とした研究にも注目し、レビューを行う。

3.3.1 レビューの手順について

のれんの会計処理を題材とした実証研究のレビューは、以下の手順に従って行う。Journal データベース（EBSCO host、Science Direct）を用いて、2000 年 1 月から 2021 年 5 月までの期間のアーカイバル・リサーチとされる実証研究の文献を収集する。のれんに関する文献を収集する際には「Goodwill」をキーワードとした検索を行い、超過利益の推移（のれんの減価性）に関する文献を収集する際には「Mean Reverting」「Mean Reversion」をキーワードとした検索を行う。また、知見の質を確保するために、対象となる Journal の範囲は Scimago Journal Rank²²の“Accounting”のランキング 100 位までの Journal のうち、財務会計領域の実証研究の文献を収録している 29 誌とする²³。

²² 対象 Journal の選定にあたって、下記の URL を利用した。なお、閲覧日は 2020 年 8 月 24 日であり、「Journal ランキング」も同日付のものを活用している。(<https://www.scimagojr.com/journalrank.php?category=1402>)

²³ 管理会計、監査、会計史、会計教育、金融・ファイナンスなどの Journal は対象外としている。

3.3.2 レビューでえられた知見に関する成果

本スタディ・グループは、先行研究でどのようなことが明らかとなっているのかを整理した成果として、宮宇地（2021）を公表している。宮宇地（2021）では、上記プロセスのうち、2000 年 1 月から 2020 年 6 月までの期間の実証研究の成果のレビューを行っている。

また、同論文は、上記（1）のプロセスに加えて、日本企業の実証的知見を得るために The Japanese Accounting Review、日本会計研究学会の査読学会誌『会計プロGRESS』も文献検索の対象としている。さらに、超過利益の推移（のれんの減価性）に関する知見については、上記プロセスで選定された Journal の範囲を超えて内外の研究書籍も含めて言及している。

3.3.3 基準設定主体による実証的知見の活用の評価

加えて、われわれは、本スタディ・グループが実施したレビューと基準設定主体側のレビューとを対比する。そのために、まずは、Journal の検索対象期間を拡張し、上記（1）のプロセスのうち、われわれが実施済みであるレビューに含まれていない「2020 年 7 月以降の文献」の知見を追加的に収集する。

次に、「法域」「分析期間」「サンプル数」などに加えて、「掲載 Journal の格の高低」「概念の操作化」（たとえば、何をもって適時な減損認識であると捉えているか）、「マクロ的環境要因の考慮の有無」（たとえば、エンフォースメントの強弱の程度を加味した分析モデルから得られた知見であるか）などの情報をもとに、収集した実証的知見の整理を試みる。

それらを踏まえたうえで、基準設定主体（あるいは基準設定主体スタッフ）が実施したレビュー結果と、われわれが作成した実証的知見のリストとを対比することを通じ、基準設定主体がどのような結果の実証的知見を、さらにはどのような質の実証的知見を引用しているか（あるいは、していないか）を明らかにし、基準設定のプロセスにおいて、実証的知見が論争の解決に資するものとなっているかを評価する。

3.4 理論的側面に関する分析

のれんの会計処理に係る問題を解決するため、主として以下の 3 点について理論的観点から検討を行う。第一に、のれんの性質と会計処理の関係に関する分析、第二に、会計観とのれんの会計方法の関係についての分析、第三に、会計利益における主観のれんの認識過程に関する分析である。これらの点に関する分析を行うことにより、のれんの会計処理に係る問題における論点を整理する。

3.4.1 のれんの性質と会計処理の関係

のれんとは何か、というのれんの性質に関する見解ないし理解は、会計基準設定主体、利用者、作成者、学者などのそれぞれにおいて相違している可能性がある。それゆえ、適切な会計処理に関する見解についても、それぞれの主体において異なるものとなっている可能

性がある。たとえば、IASB の想定する「のれん」が、各国の基準設定主体や各経済主体、学界での議論におけるそれと必ずしも一致しているとは限らない。また、たとえ規則的償却が支持される場合であっても、その根拠については、それぞれの主体によって異なっている可能性が高い。

本研究では、のれんの性質と会計処理について、各主体・学界等において合意されている事項は何であり、どのような事項については合意されていないのかを識別する。利用者、作成者、学界、設定主体のそれぞれにおいて、どこまでが共通理解でどこから異なる理解なのか、その背景をなす基礎理論は相違するのか、という点について検討する。それにより、会計基準間におけるコンフリクトを解消し、のれんの会計処理をめぐる論争を解決する端緒を探る。

3.4.2 会計観とのれんの会計方法

償却・非償却のそれぞれの処理を正当化する論拠について、「ストックの価値評価の視点」および「フローの期間配分の視点」から整理する。ストック重視の観点に立った、価値評価のあり方を中心的課題とする立場においては、のれんの会計方法は、価値評価の観点からそのあるべき処理方法が論じられる。一方、フロー重視の観点に立った、期間配分のあり方を中心的課題とする立場においては、費用認識や対応概念との関係といった期間配分の視点から、のれんの会計方法が論じられることになる。

このように、少なくとも 2 つの両極の観点からのれんの会計方法を論じることが可能である。しかし、そもそも会計観はそうした 2 つの両極の観点におけるもののみに限られないはずである。2 つの両極の間に、連続的ないし断続的にいくつもの会計観が存在しているとみるなら、それぞれの異なる複数の会計観における、のれんの会計方法について論じる必要がある。本研究では、のれんの会計処理をめぐる対立が、基準の体系を背後で支えている利益観の違いとどう関わっているのかについて分析を行う。

3.4.3 会計利益における主観のれんの認識

会計上ののれんの取扱いについては、古くは 19 世紀後半から議論がみられ、買入のれんと自己創設のれんに関する会計上の考え方の相違に関しては、20 世紀前半には活発に議論されていた。自己創設のれん、すなわち主観のれんについては、Edwards and Bell (1961) において、会計利益における認識過程と経済的所得におけるそれとの関連が初めて詳細に論じられた。そこでは、主観のれんと客観のれんとの相違や、経済的所得と会計利益における主観のれんの認識過程の相違について、明示的に分析されている。

Hicks に代表される経済的所得の概念と会計利益は、様々な点で相違する。前者が完全・完備市場において有効に機能する概念であるのに対して、後者は不完全・不完備市場において初めて意味を持つ概念である点で、まず大きく相違している。主観的要素と客観的要素に対する考え方も相違し、予期せざる利得であるウィンドフォールについての考え方も両者

では全く異なる。そうした両者を架橋する概念として、たとえば、Alexander(1950)の variable income といった、事前のウィンドフォールのうち事後のキャッシュで確かめられた分を認識する所得概念も提示されている。

期待を事実で確かめるという会計利益の特質をとらえるためには、期待を期待のままで所得としてとらえようとする経済的所得と対比することが有益である。期待を事実で確かめるとは、期待として存在する自己創設のれんが、キャッシュという事実によって事後的に確かめられた時点で利益を認識することを意味する。一方、期待を期待のままで所得としてとらえるとは、自己創設のれんが生じた時点、すなわち投資が行われた時点で、その分を全て所得として認識することを意味する。前者が会計利益の特質であり、後者が経済的所得の特質である。

会計利益と経済的所得の相違について自己創設のれんの認識過程に着目してとらえることにより、期待を事実でとらえるという会計利益の特質を明らかにすることが可能となる。Edwards and Bell (1961)においては、主観利潤と実現可能利潤という2つの概念における、主観のれん（自己創設のれん）の認識過程について詳細に分析されている。前者は主観価値の増分によってとらえられ、後者は時価の増分によってとらえられる概念であり、毎期の両者の差は、毎期の主観のれんの変動額に相当する。本研究では、この分析にもとづき、経済的所得と会計利益における自己創設のれんの認識過程の相違について論点を整理する。

第4章 成果の概要（1）－監査人に対する質問票調査の回答結果

4.1 はじめに

ここからは、本スタディ・グループが採用した研究方法の中で、現時点で、一定のまとまった成果がえられている、監査人に対する質問票調査とインタビュー調査について、その成果の概要を述べる。加えて、作成者・利用者・監査人に対する質問票調査の結果の比較（三者比較）についても、主要な成果を紹介する。

まず、本章では、監査人に対する質問票調査から得られた回答結果の概要を示す。なお、紙幅の関係から、ここではその回答結果のすべてを取り上げることはせず、その一部について回答結果を取り上げる²⁴。具体的には、本稿第6章の三者比較で取り扱う質問事項に対する回答結果と監査人に対する固有の質問事項の一部について、回答結果について報告する。

4.2. 「減損処理のみ」と「規則的償却＋減損処理」のいずれが望ましいか

まず、われわれは調査対象者に対して、のれんの会計処理として、「減損処理のみ」と「規則的償却＋減損処理」のいずれが望ましいか（あるいは、「どちらでも構わないか」）について質問を行った。この質問は、われわれの調査において特に重要な質問として位置づけられているものである。

図表 4-1（全体）からわかるとおり、回答者の多く（89.52%）が「規則的償却＋減損処理」が望ましい会計処理であると回答していた。その一方で、「減損処理のみ（規則的償却）」が望ましいとした回答は 6.61%に過ぎなかった。また、**図表 4-1** に示されているとおり、上述の回答結果は、回答者を大手監査法人と準大手監査法人に分けても変わらなかった。本調査の結果、日本の監査人については、のれんの会計処理について、「規則的償却＋減損処理」を支持していることがみてとれる²⁵。

²⁴ 本章の内容は、公認会計士に対する質問票調査の結果をまとめた山下他（2021）にもとづいている。本章のより詳しい内容や本章で取り上げられなかった内容について関心を持つ読者はそちらを参照されたい。なお、山下他（2021）では、回答結果の数値を小数点第一位までで示していたが、本稿では第6章に合わせて、小数点第二位まで示す修正を行っている。

²⁵ なお、回答者の中には、日本基準（または日本基準以外）を採用している企業のみを担当している回答者だけではなく、日本基準を採用している企業と日本基準以外を採用している企業の両方での実務経験がある回答者が含まれていた。山下他（2021）では、この点を考慮した追加的な分析も行っている。

図表 4-1 のれんの会計処理としてより望ましい会計処理は何か

	全体		(うち大手 監査法人)		(うち準大手 監査法人)	
	回答 件数	[%]	回答 件数	[%]	回答 件数	[%]
1. 減損処理のみ	41	6.61	29	6.70	12	6.42
2. 規則的償却+減損処理	555	89.52	389	89.84	166	88.77
3. どちらでも構わない	24	3.87	15	3.46	9	4.81
合計	620	100.00	433	100.00	187	100.00

続けて、本調査では、「減損処理のみ」または「規則的償却+減損処理」を選んだ回答者（それぞれ 41 名と 555 名）に対し、それぞれの処理を支持した理由について回答を求めた。具体的には、一般に、「減損処理のみ」または「規則的償却+減損処理」を支持する理由として取り上げられることが多いものを回答者に提示し、それらの理由がどれほどあてはまっているかを回答してもらった。

まず、「減損処理のみ」を選択した理由については、次のような回答結果となった。なお、以下では、「①あてはまる」または「②どちらかというにあてはまる」を選択した回答者の割合を示すことにする（以下では、その割合が高い順に紹介する）²⁶。

- のれんに関して耐用年数や減価のパターンを予測するのは困難だから（87.80%）²⁷
- 適切な減損テストが行われれば、規則的償却の必要性はなくなるから（85.37%）
- のれんの価値はその後の企業努力によって維持されるから（73.17%）
- のれんの償却費や償却後ののれん残高は、利用者にとって有用ではないから（58.54%）
- のれんを償却しなくてよい他の企業との比較可能性を損なうから（56.10%）
- 規則的償却を認めると減損損失がもつシグナリング効果を低減させるから（46.34%）
- 企業はのれんの償却費分だけ報告利益が小さくなることに否定的だから（19.51%）

さらに、「規則的償却+減損処理」を選択した理由については、次のような回答結果であった。

- のれんが表す超過収益力は市場競争によって徐々に減価するから（89.37%）。
- のれんの中で減価しない部分と減価していく部分は区別できないか（79.10%）
- 適切な期間配分によって収益と対応させるため（75.86%）

²⁶ その他の選択肢は「③どちらかというにあてはまらない」、「④あてはまらない」、および「⑤わからない」である。

²⁷ この理由については、「①あてはまる」を選んだ回答者が 70.7%であり、「減損処理のみ」を支持する理由として、のれんの耐用年数や減価のパターンの予測困難性が強く意識されていることがわかる。

- 規則的償却は減損処理によって代替できないから（63.42%）
- 他の償却性資産の会計処理と整合的な会計処理だから（56.58%）
- 減損処理のコストが軽減されるから（42.88%）
- より慎重な合併・買収（M&A）の意思決定が促されるから（38.02%）

本研究の回答結果はいくつかの興味深い傾向を示している。「規則的償却＋減損処理」を選択した理由に注目すると、たとえば、「適切な期間配分によって収益と対応させるため」を該当するとした回答者は 75.86%であり、回答者の多くが収益と費用の対応関係からのれんの規則的償却を支持していることがわかる。ただし、その割合が「のれんが表す超過収益力は市場競争によって徐々に減価するから」に比べて、10%以上低くなっていることは興味深い。

さらに、のれんの償却再導入をめぐることは、減損処理のコストの軽減が、その理由のひとつとして挙げられることが多いが、本研究の結果では、この理由を「規則的償却＋減損処理」を支持する理由に該当すると答えた回答者は 42.88%であり、他の選択肢と比べて低い割合となっていることも確認できる。

4.3. のれんの償却期間に関する決定要因

われわれは、のれんについて「規則的償却＋減損処理」がより望ましいと考えている回答者に対して、続けて、のれんの償却期間に関連するいくつかの質問を行った。最初の質問は、作成者がのれんの償却期間を決定する際に重視していると考えられる要因について尋ねたものである。質問の中では、「1. 経営者の計画にもとづく投資の回収可能期間」、「2. シナジーが持続すると見込まれる期間」、「3. 被取得企業が単独でより高い将来キャッシュフローを維持すると見込まれる期間」、「4. 関連する有形固定資産の耐用年数」、および「5. 関連する他の無形固定資産の耐用年数」の5つの項目を回答者に提示した（本稿では割愛しているが、この5つ以外の要因がある場合には、自由記述で回答を行ってもらっている）。それぞれの項目について、「①あてはまる」または「②どちらかというにあてはまる」と答えた回答者を集計し²⁸、その割合を示したものが次の結果である（割合が高い順に並べている）。

- 1. 経営者の計画にもとづく投資の回収可能期間（92.43%）
- 2. シナジーが持続すると見込まれる期間（85.05%）
- 3. 被取得企業が単独でより高い将来キャッシュフローを維持すると見込まれる期間（71.35%）
- 5. 関連する他の無形固定資産の耐用年数（32.25%）
- 4. 関連する有形固定資産の耐用年数（24.86%）

²⁸ 残りの選択肢は、「③どちらかというにあてはまらない」、「④あてはまらない」、および「⑤わからない」である。

以上の結果が示しているとおり、回答者の多くが、作成者は償却期間を決定する際に「1. 経営者の計画にもとづく投資の回収可能期間」や「2. シナジーが持続すると見込まれる期間」を重視していると考えていることがわかる。

4.4 のれんの償却期間に関する規定

次に、のれんの会計処理として規則的償却が望ましいとした場合に、のれんの償却期間に関する規定をどのように定めるべきかについても質問を行った。回答者には図表 4-2 に示されている選択肢から、回答者自身の意見に近いものを選んでもらった。

図表 4-2 に示された結果から、回答者の 74.23%が「1. 償却期間の上限を設けるべき」だと考えていることがわかる。次に、「2. 画一的な償却期間を設けるべき」を支持した回答者の割合は3つの選択肢の中でもっとも低く 8.11%であった。最後に、「3. 償却期間に関する規定を設けるべきではない」と答えた回答者は 17.66%であったものの、画一的な償却期間とすべきだと考えている回答者の割合よりは高くなっている。

図表 4-2 償却期間の規定のあり方について

	回答件数	[%]
1. 償却期間の上限を設けるべき（例：「〇〇年以内で償却」という規定とすべき）	412	74.23
2. 画一的な償却期間を設けるべき（例：「〇〇年で償却」という規定とすべき）	45	8.11
3. 償却期間に関する規定を設けるべきではない	98	17.66
合計	555	100.00

本研究では、追加的な質問として、「1.償却期間の上限を設けるべき」および「2. 画一的な償却期間を設けるべき」を選んだ回答者に対して、償却期間に関する規定について、例外規定を設けるべきと考えるかどうかについても尋ねた。その結果（図表は省略）、回答（457件）のうち 68.49%が例外規定を「設けるべきではない」が選んでおり、「設けるべき」を選んだのは 31.51%にとどまった。

なお、作成者、利用者、監査人の回答結果に関する三者比較の章でも述べるように、監査人だけではなく、作成者および利用者についても、例外規定を「設けるべきではない」と考えている回答者の割合の方が高くなっていることが、われわれの調査から明らかになっている。

では、償却期間について上限を設けるべきだと考えている回答者は、具体的にどれくらいの年数を上限とすべきだと考えているのだろうか。また、画一的な償却期間とすべきと考え

ている回答者については、具体的に何年を償却期間とすべきと考えているのだろうか。本調査では、これらの質問についても、回答者にその見解を尋ねている。

図表 4-3 と図表 4-4 にはその回答結果がまとめられている。まず、償却期間の上限を尋ねた質問では、10 年を選んだ回答者がもっとも多く、その割合は 48.79%であった。2 番目に多かった回答は 20 年で、36.89%であった²⁹。なお、15 年を選んだ回答者の割合は 7.77%、5 年は 6.07%であった。

図表 4-3 償却期間の上限について

	回答件数	[%]
20 年	152	36.89
15 年	32	7.77
10 年	201	48.79
5 年	25	6.07
その他	2	0.49
合計	412	100.00

次に、画一的な償却期間の年数を尋ねた質問では、10 年という回答がもっとも多かった（回答者の 53.33%）。2 番目に多かったのは 5 年を選んだ回答者であり 28.89%であった。なお、15 年と 20 年を選択した回答者は少なく、それぞれ 4.44%と 8.89%であった。本調査の結果から、画一的な償却期間を定めるべきとした回答者のほとんどは 10 年か 5 年かのいずれかを選んでいことがわかる。

図表 4-4 一律の償却期間の年数について

	回答件数	[%]
20 年	4	8.89
15 年	2	4.44
10 年	24	53.33
5 年	13	28.89
その他	2	4.44
合計	45	100.00

²⁹ 山下他（2021）ではこの結果を次のように解釈している。「この結果は、作成者（もっとも回答が多かったのは 20 年、次が 10 年）と比べると、監査人の方がより保守的な償却期間を望んでいることを示していると解釈できる。また、学術の研究の結果に示されているように、おおむね企業の超過収益力が 10 年以内に消失していくと考えるならば（企業会計基準委員会、2015）、監査人の方がのれんの『経済的実態』を捉えようとしているという可能性を考えることもできる。」（26 頁）

4.5 のれんの性質について

ここからは、のれんの性質に関わる論点について、本研究の回答結果を確認する。最初の質問は、のれんは半永久的に価値が維持されると考えるか、それともそうではないと考えるかに関するものである。

図表 4-5（「全体」）にあるとおり、のれんについて「3. 半永久的に価値が維持される部分はない」と答えた回答者は 54.68%であり、その割合はもっとも高かった。次に、多かったのは「2. 半永久的に価値が維持される部分も、維持されない部分も両方存在する」であり、回答者の 39.68%である。図表中の結果からわかるように、それ以外の回答はごくわずかであった。

なお、**図表 4-5** には、上述の結果を最初の質問の回答にもとづいて、再集計した結果も示している。その結果から、「減損処理のみ」と「どちらでも構わない」について、「全体」の結果とはやや異なる傾向がみてとれるであろう。

図表 4-5 のれんの性質

	全体		減損処理のみ		規則的償却＋ 減損処理		どちらでも構 わない	
	回答 件数	[%]	回答 件数	[%]	回答 件数	[%]	回答 件数	[%]
1. 全部または大部分の価値は半永久的に維持される	7	1.13	5	12.20	2	0.36	0	0.00
2. 半永久的に価値が維持される部分も、維持されない部分も両方存在する	246	39.68	25	60.98	207	37.30	14	58.33
3. 半永久的に価値が維持される部分はない	339	54.68	8	19.51	322	58.02	9	37.50
4. わからない	28	4.52	3	7.32	24	4.32	1	4.17
合計	620	100.00	41	100.00	555	100.00	24	100.00

次の質問は、徳賀他（2020）には含まれていなかった質問であるが、本研究では監査人に対する固有の質問として調査項目に含めたものである。

のれん金額については、被合併・被買収企業に対する過大評価部分が含まれているのではないかと指摘されることがあります。貴方は、被合併・被買収企業に対する過大評価部分ののれん額の中に含まれていると思われますか。

回答者には、「1. かなり含まれている」、「2. 含まれている」、「3. あまり含まれていない」、「4. 含まれていない」、ならびに、「5. わからない」から回答を選択してもらった。その結果によれば（図表は省略）、のれんの金額に過大評価部分が含まれているのではないかという点については、「かなり含まれている」（22.58%）または「含まれている」（65.48%）と答えた回答者がかなりの数に及んでいた（88.06%）。ここから、多くの回答者が、のれん金額には被合併・被買収企業に対する過大評価部分が含まれていると考えていることがわかる。ただし、この結果については、回答者が「取得企業は取得時に被取得企業を過大評価している」と考えただけでなく、「取得後において償却不足が生じたり、減損の認識が遅延したりしているため、のれんが過大評価された状態となっている」と考えた可能性があることには注意が必要である。

4.6 のれんと監査の質

われわれは、本調査において、監査人に対する固有の調査項目として、のれんと監査の質に関してもいくつかの質問を含めた。本稿では、その質問のうち、のれんの監査の困難さに関する、次の質問に対する回答結果を報告する。

のれんの監査を行うにあたって、一般的に、他の資産に比べて、のれんの価値評価に関する監査はどの程度困難でしょうか。

回答者には、「1. 他の資産の評価よりも困難である」、「2. 他の資産の評価と変わらない」、「3. 他の資産の評価の方が困難である」、ならびに、「4. わからない」の4つの選択肢から回答を選んでもらった。

その結果によれば（図表は省略）、のれんは「1. 他の資産の評価よりも困難である」と考えている回答者は全体の89.19%に及んでいた。他方で、のれんが「2. 他の資産の評価と変わらない」と答えた回答者は8.87%、「3. 他の資産の評価の方が困難である」と答えた回答者は0.48%と、いずれも低い割合であった。なお、以上の傾向は大手監査法人と準大手監査法人とで同様であった。かなり多くの監査人が、のれんは他の資産と比べて、監査が困難な資産だと考えていることが、本調査の結果から明らかとなった。

4.7 のれんの減損認識の判断について

ここからは、「のれんの減損認識の適時性」と「のれんの減損の見積もり額の適切性」に対する監査人の見解について、本調査の結果を報告する³⁰。まず、「のれんの減損認識の適時性」に対する監査人の見解について述べるが、本調査で行った質問は次のとおりであった。

監査を担う公認会計士の日からみて、一般論として、企業が「のれんの減損」を認識するタイミングについてどのような印象をもたれていますか。「規則的償却+減損処理（日本基準）」および「減損処理のみ（米国基準・IFRS）」それぞれについて、以下の選択肢の中からあてはまるものをひとつだけお選びください（新型コロナ禍でない状況を想定してください）。

選択肢は「1. 減損の兆候に対して、遅く認識している」、「2. 減損の兆候に対して、適時に認識している」、「3. 減損の兆候に対して、早く認識している」、ならびに「4. わからない」の4つである。

図表 4-6 からわかるように、「規則的償却+減損処理（日本基準）」と「減損処理のみ（米国基準・IFRS）」ともに、かなりの回答者が「1. 減損の兆候に対して、遅く認識している」または「2. 減損の兆候に対して、適時に認識している」を選択していることがわかる³¹。ただし、「規則的償却+減損処理（日本基準）」については、「1. 減損の兆候に対して、遅く認識している」を選んだ回答者よりも「2. 減損の兆候に対して、適時に認識している」を選んだ回答者の割合の方が高く、「減損処理のみ（米国基準・IFRS）」についてはその逆となっているという違いも、同図表からみてとれる。

図表4-6 のれんの減損認識の適時性

	規則的償却+減損処理 (日本基準)		減損処理のみ (米国基準・IFRS)	
	回答件数	[%]	回答件数	[%]
1. 減損の兆候に対して、 遅く認識している	205	33.06	267	43.06
2. 減損の兆候に対して、 適時に認識している	319	51.45	201	32.42

³⁰ なお、本研究では続く2つの質問のあとにそれぞれ「のれんの減損の適切なタイミングでの認識を妨げている要因」と「のれんの減損額の適切な見積もりを妨げている要因」について、自由記述形式で回答を求めている。その回答の内容は山下他（2021）を参照されたい。

³¹ なお、「減損処理のみ（米国基準・IFRS）」については、「4. わからない」を選んだ回答者が20.65%に及んでいることには留意されたい。この点については、山下他（2021）の中でもう少し詳しい検討を行っている。

3. 減損の兆候に対して、 早く認識している	34	5.48	24	3.87
4. わからない	62	10.00	128	20.65
合計	620	100.00	620	100.00

次に、「のれんの減損の見積もり額の適切性」に対する監査人の見解について述べる。本調査で、回答者に行った質問は次のとおりである。

監査を担う公認会計士目からみて、一般論として、企業が見積もった「のれんの減損」の金額についてどのような印象をもたれていますか。「規則的償却+減損処理（日本基準）」および「減損処理のみ（米国基準・IFRS）」それぞれについて、以下の選択肢の中からあてはまるものをひとつだけお選びください（新型コロナ禍でない状況を想定してください）。

回答者に提示した選択肢は、「1. 減損の見積もり額は概して適切である」、「2. 減損の見積もり額は概して過大である」、「3. 減損の見積もり額は概して過小である」、および、「4. わからない」の4つである。

図表4-7より、「規則的償却+減損処理（日本基準）」と「減損処理のみ（米国基準・IFRS）」いずれについても、「1. 減損の見積もり額は概して適切である」を選んだ回答者の割合がもっとも高くなっていることがわかる。具体的には、「規則的償却+減損処理（日本基準）」については回答者の60.81%が、「減損処理のみ（米国基準・IFRS）」については41.29%の回答者が、減損の見積もり額は適切だと考えていることがわかる。

図表4-7 のれんの減損の見積もり額の適切性

	規則的償却+減損処理 (日本基準)		減損処理のみ (米国基準・IFRS)	
	回答件数	[%]	回答件数	[%]
1. 減損の見積もり額は 概して適切である	377	60.81	256	41.29
2. 減損の見積もり額は 概して過大である	54	8.71	74	11.94
3. 減損の見積もり額は 概して過小である	83	13.39	94	15.16
4. わからない	106	17.10	196	31.61
合計	620	100.00	620	100.00

4.8 のれんの会計処理が M&A の意思決定に与える影響

本章の最後に、のれんの会計処理のトピックに関する最後の質問として、会計処理のあり方が作成者の実体的行動（ここでは M&A の意思決定）に影響を及ぼすかどうかについて、回答者に次の質問を行った。

のれんを規則的に償却するか、非償却とするかは、一般的に企業の合併・買収（M&A）に関する意思決定に影響すると思われますか。

回答者には、「1. 影響を及ぼす可能性が高い」、「2. どちらかというに影響を及ぼす可能性が高い」、「3. どちらかというに影響を及ぼす可能性は低い」、「4. 影響を及ぼす可能性は低い」、および「5. わからない」の中から、回答を選んでもらった。

図表 4-8（「全体」）に注目すると、回答者の多くが（89.19%）、のれんを償却とするか非償却とするかは、作成者の M&A の意思決定に何らかの影響を受ける可能性があると考えていることがわかる。また、監査法人の規模にもとづいて回答を分けた場合でも、同様の結果を確認することができる（ただし、準大手監査法人の方が、若干、影響を与えている回答者の割合が高くなっている）。以上の結果は、監査人の目からみたときに、のれんの償却・非償却が、作成者の M&A の意思決定に影響する（リアル・エフェクトがある）可能性があることを示唆するものとなっている。

図表 4-8 のれんの会計処理のあり方は M&A の意思決定に影響するか

	全体		大手監査法人		準大手監査法人	
	回答 件数	[%]	回答 件数	[%]	回答 件数	[%]
1. 影響を及ぼす可能性が高い	358	57.74	260	60.05	98	52.41
2. どちらかというに影響を及ぼす可能性が高い	195	31.45	121	27.94	74	39.57
(1 と 2 の合計)	(553)	(89.19)	(381)	(87.99)	(172)	(91.98)
3. どちらかというに影響を及ぼす可能性は低い	35	5.65	29	6.70	6	3.21
4. 影響を及ぼす可能性は低い	17	2.74	12	2.77	5	2.67

(3 と 4 の合計)	(52)	(8.39)	(41)	(9.47)	(11)	(5.88)
5. わからない	15	2.42	11	2.54	4	2.14
合計	620	100.00	433	100.00	187	100.00

4.9 小括

本章では、作成者および利用者を対象とした徳賀他（2020）では扱われていなかった、監査人を対象に実施した、のれんの会計処理に関する質問票調査の成果の一部を述べた。本調査の目的は、のれんの会計処理をめぐるいくつかの重要な論点について、監査人の見解を定量的に把握することが目的であった。本調査の結果は、監査人を対象とした場合、多くの回答者（全体の 90% 近く）が、「規則的償却＋減損処理」を支持していることを示していた。

さらに、のれんの性格として、のれんには半永久的に価値が維持される部分はないとした回答者が過半数を超えていた点も興味深い。もちろん、半永久的に価値が維持される部分も、維持されない部分も両方存在すると考えている回答者も 40% 近くいたことには注意が必要であるが、われわれの調査結果は、(全体的な傾向として) 監査人のある種の「保守的」な態度の存在を示唆するものとなっている。なお、本章で紹介した回答結果のうち、作成者および利用者と共通の質問事項を扱っているものについては、第 8 章で三者（作成者・利用者・監査人）間の回答比較を行う中で再び取り上げて検討することにした。

また、監査人に固有の質問に対する回答からも、いくつかの興味深い発見事項があった。たとえば、のれん金額の中に、被合併・買収企業に対する過大評価部分が含まれるかという質問に対しては、90% 弱の回答者が「かなり含まれている」または「含まれている」と答えていた。この結果は、監査人の観点からは、計上されているのれんの少なくとも一部の資産性に疑念がもたれていることを示唆するものとなっている。加えて、“too little, too late”と関連して、回答者の半数程度が「規則的償却＋減損処理（日本基準）」が減損処理は適時に行われていると回答していた一方で、「減損処理のみ（米国基準・IFRS）」に対してはそのような回答が 30% 強にとどまっていた。これは“too little, too late”のうち、“too late”が部分的に生じていることを示唆しているかもしれない。ただし、減損損失の見積もり額の適切性に関しては、「規則的償却＋減損処理（日本基準）」に対しては 60% 程度であったが、「減損処理のみ（米国基準・IFRS）」についても 40% 程度が「適切」としており、“too little”問題が生じているかについては、より一層の検討が必要となろう³²。

³² “too little, too late”問題の存否ならびにその深刻さについては、続く章の中で、作成者・利用者の有識者に対するインタビュー調査からえられた回答結果を紹介している。

第5章 成果の概要（2）－インタビュー調査の結果

監査人に対する調査票調査の結果の概要に続いて、ここからはインタビュー調査の結果について、その概要を述べる³³。なお、本章で紹介する内容は、主として作成者・利用者に対して行ったインタビュー調査の結果となっている³⁴。また、ここでも、紙幅の関係から、一部の結果については結果を割愛している。

5.1 規則的償却を支持する理由に関する当事者間の相違

5.1.1 作成者が規則的償却を支持する理由

まず、質問票調査において、作成者の回答者の多くが「規則的償却＋減損処理」を支持していた理由について、作成者・利用者に回答を求めた。なお、インタビュー対象者の一部は「減損処理のみ」を支持する立場をとっていたものの、本調査ではそのような回答者にも同様の質問を行っている。まず、作成者からえた回答は次の3点に集約できる。

1. 「慣れ」、「刷り込み」、および「教育効果」による影響 現行ルールから離れ、新しいコンセンサス（合意）を形成するためにかかる（おそらく予想外の）コストを避けようとする「慣れ」の影響や会計教育（あるいは基準設定主体等の意見発信）を通じた規則的償却の合理性（費用と収益を期間的に対応させた期間損益計算の重要性）の浸透による「会計教育の影響」を示唆する回答が寄せられた。

2. 経営の安定性が求められており、財務業績について急激な変化を避けようとする思考の浸透 インタビューの回答者からは、「期間損益のボラティリティが高まり、利用者にサプライズと受け止められるような損失を計上する事態は回避したい」という回答が予想外に多く寄せられた。減損損失の計上により、期間損益が大きく下振れすることになれば、経営者はそのことについて説明責任を果たすことが求められる。のれんを（規則的に）償却することで、そのような事態が生じるリスクを回避することができると回答者は考えたようである。

3. M&A への規律付け効果 巨額ののれんを計上すると、将来わたって大きな償却費を認識することとなり、期間損益を圧迫する。そのことが、結果として、M&A の収益性を慎重に評価する姿勢につながるという効果をもたらす。

なお、「減損処理のみ」を支持している一部の回答者は、その理由として、非償却のアプ

³³ 本章の内容は米山他（2021）にもとづいている。その内容を紹介するにあたって、本稿ではその内容を大幅に省略しているため、より詳しい内容や議論に興味のある読者はそちらを併せて参照されたい。

³⁴ 監査人へのインタビュー調査の結果の体系だった検討は、終章にも示しているとおり、今後の課題である。ただし、本稿でも第6章において、その成果の一部を利用している箇所がある。

ローチは企業行動を規律付けることになる点を挙げていた。すなわち、のれんについて減損処理のみが求められている海外では、M&Aを行った経営者は、監査人と毎期、「減損処理を行うかどうか」を議論し、さらに、アナリストからの「減損処理をしなくてよいのか」という質問に答える必要がある。このようなプレッシャーの存在が、企業の行動に規律を与えることになる。

続いて、インタビュー調査における利用者の回答について述べる。作成者の多くに「規則的償却+減損処理」が支持されていた理由についての利用者の見解は大別すると次の2つであった。

1. のれんに対する投資を、有形の資本設備に対する投資の延長線上にあるものと考えている経営者が多い

このことは、のれんに対する投下資金は回収のつど、収益と対応させる形で費用計上されなければならないという考えが経営者に浸透している、と言い替えることができる。

2. 「ベンチマークとして設定した水準の利益を達成しなければならない」という考えが広く浸透している

その結果、利益の平準性を高める規則的償却が、作成者に好まれることになる。

5.1.2 利用者が規則的償却を支持する理由

続いて、利用者に対する質問調査でも「規則的償却+減損処理」を支持する回答が過半数を超えていたことについて、なぜこのような結果となったのか、利用者にインタビュー調査を行った。その回答は次のようにまとめることができる。

1. 日本基準が要求している規則的償却に根ざした財務情報の分析に利用者自身が慣れている ただし、利用者がどのような情報（または分析手法）に慣れているかは、セルサイド・アナリストかバイサイド・アナリストかといった利用者の立場や、いつ、どこで（日本か、米国か）で投資手法を学んだかといった要因で異なっている可能性がある。

2. 予想が外れたとき（減損損失の計上を事前に見通せなかったとき）に、誤った予想の責任を追及される事態をおそれる「過度に慎重な」アナリストも存在する 規則的償却が行われれば、減損損失（特に事前に予想が難しいもの）が計上される可能性が小さくなるため、上述のような「責任追及」の虞を小さくすることができる。

本調査では、利用者による「規則的償却+減損処理」の支持に関する理由として、「コストを負担してまで会計処理を変更しても、コストにみあう便益が得られるかどうか定かでないため、とりあえず現状を容認する」というような「慣れ」の観点にもとづく回答が目立った。利用者の回答が、このような「慣れ」の観点にもとづいていたことは、われわれにとってはやや意外なものであった。

5.1.3 利用者の間で規則的償却の要否に関する見解が分かれる理由

本調査は、半構造化インタビューの方式を採用していたため、利用者へのインタビューでは、「なぜ利用者の間で規則的償却の要否に係る見解が分かれるのか」という点に多くの時間が割かれることとなった。そこで、以下ではこの論点に対する利用者の回答を紹介する。

複数の回答者（利用者）が強調していたのは、利用者によって用いられる投資手法（分析手法）は多岐にわたっており、必要とされる会計情報は採用している手法によって異なっているという点である。ここで、必要とされる情報は大きく分けて、（a）将来にわたり持続的に生み出されることが期待されるキャッシュフローを予測するために用いられる、「良い意味で平準化された」会計利益と（b）将来の業績に影響を及ぼすような外生的ショックを表す情報の2つがある。

われわれのインタビューを通じて明らかになったのは、一定数の利用者が利益を主要なインプットとするモデルによって企業価値評価を行っている、ということである。このような利用者にとっては、上述の「良い意味で平準化された」利益、すなわち、規則的償却によって、収益と費用が適切に対応づけられているという意味で平準化された利益が望ましいものとなると考えられる。

その一方で、利用者の中には、減損損失の計上を「予期していなかった業績悪化を作成者（経営者）が公式に認めたもの」ととらえる回答者もいた。この場合、規則的償却によって、減損損失の計上頻度が下がってしまうという理由から、「減損処理のみ」を支持することになる。一般的に、業績悪化が自身の評判にネガティブな影響を及ぼすことになると考えている経営者はそのような bad news を開示することに消極的であると考えられる。したがって、上述のような利用者にとって、減損損失の計上は、予期していなかった業績悪化に対する内部情報を経営者から引き出すための好機とみなしうる³⁵。

以上のとおり、われわれのインタビュー調査は、利用者がどのように会計情報を用いるのかは、利用者ごとに異なっていることを示唆している。加えて、われわれの調査では、それぞれの利用者がどのような立場をとるか（どのような投資手法を重視するか）は、必ずしも個人の信念や教育履歴によって首尾一貫して決まっているわけではなく、むしろ顧客や勤務先との兼ね合いで分析スタイルを柔軟に使い分けていることも示唆された。これらが、われわれのインタビュー調査で示唆された、利用者の間でのれんに関して規則的償却が必要か否かの見解が分かれた理由である。

なお、今回のインタビュー調査によってえられた回答は、「規則的償却＋減損処理」か、「減損処理のみ」か、をめぐる利用者間の対立が、単なる償却費の足し戻しをめぐる問題で

³⁵ もちろん、「規則的償却＋減損処理」を支持する利用者についても、企業が減損損失を計上した場合、経営者に対して、その経緯に関する説明を求め、内部情報を引き出そうとするであろう。そうした中で、のれんについて規則的に償却することを望んでいる利用者は、本文中で論じた「良い意味で平準化された」利益により重きをおいている利用者であると考えられる。

はないことも示していた。すなわち、これら2つの会計処理をめぐる対立の背景には、将来キャッシュフローを予測するための安定的な利益が計上される状況が望ましいのか、経営責任を追及し、経営者からより多くの内部情報を引き出すために減損損失の計上（利益のボラティリティは大きくなる）が望ましいのかという見解の対立が存在していることが示されていた。これら2つの見解の間の対立が二律背反であることをふまれば、のれんの償却・非償却を選択するにあたっては、判断規準を何に求めるのかという、大きな困難に直面することになる。

5.2 規則的償却を与件とした場合の償却期間

本調査では、(a) 作成者・利用者への質問票調査の中で、のれんの償却期間の規定として、上限年数を設ける（その範囲内で作成者に償却年数を選択させる）方法に支持が集まった理由、(b) 拳証責任が果たせる場合には、デフォルトの償却期間として上限を超える償却年数も許容するという例外規定を設けることに一定の支持が集まった理由、(c) デフォルトの上限年数として10年が高く支持された理由（回答の割合は、利用者で1位、作成者で2位）について、回答者の意見を聴取した。加えて、(d) 「投下資金の回収期間」あるいは「(買入) のれんの効果が持続する期間」という表現から具体的にイメージされる期間についても回答者に質問を行っている。

まず、作成者・利用者の両方で、のれんについて、画一的な償却期間を定める方法ではなく、償却期間の上限を定めたうえで、その範囲内で経営者に償却期間を選択させる方法が広く支持されていた³⁶。特に、経営者によってえられた償却期間は、投下資金の回収期間あるいは買入のれん³⁷の効果が持続する期間に関する重要な情報源となっており、画一的な償却期間の強制はそのような情報源を失わせることになるため、利用者は総じて反対の立場をとっていた³⁸。

また、作成者からも、のれんを償却する場合に償却期間の上限を定める方法に対する支持が集まった。たとえば、ある作成者（金融業）は、自身が属する業界では、かなりの長期間にわたる回収期間を見込んだM&A案件も存在することを指摘しつつも、保守的な観点から10年内というように償却期間に上限はあってもよいと付け加えていた。また、別の作成者（製造業）も、かなり長期の回収期間を見込んでいる場合でも、財務的な健全性の観点から

³⁶ 上限の年数を定めたうえで、経営者に償却期間を行わせるという方法が、回答者に広く支持されていた（逆に、一律の償却期間を定める方法は支持されていなかった）ことはわれわれにとって意外であった。のれんに規則的償却を再導入することを検討している米国では、償却期間をデフォルトで一律10年とする案でコンセンサス形成が図られており、このような違いがどのような原因で生じているかは今後さらなる検討が必要である。

³⁷ 以下では自己創設のれんと区別して、「買入のれん」と明示すべき箇所については、単に「のれん」ではなく「買入のれん」とする。

³⁸ この考え方を推し進めれば、償却期間の上限すら不要ということになるが、実際には、「上限を伴う裁量」のほうに利害関係者からの支持が集まっていた。この背景には、本文中で議論している内部情報の取得という観点だけではなく、20年を超えるような回収期間を想定したM&Aは稀である（経験がない）という事実認識があると推察される。

償却期間に上限は必要だと述べていた。

続いて、回答者が「投下資金の回収期間」や「のれんの効果が持続する期間」をどのように解釈しているのか（上述の論点（d））について、われわれの調査結果をまとめる。

ある利用者は、「投資に要求されるリターン（資本コスト）を考慮することなく（すなわち割引現在価値を求めることなく）回収した資金の単純な合計額が投下資金に達するまでの期間を『投資の回収期間』とみている作成者も存在する」ことを指摘していた（この場合、作成者が想定していた期間内に投下資金を「回収」できたとしても、要求リターンを考慮すれば、リターンは負となるが生じる）。上述のように（要求リターンを考慮するかどうか、など）、当事者の間で、「投資の回収」が異なる意味で解釈されることがあることをふまえれば、「投資の回収期間」からイメージされる内容もまた異なりうる。このように、「投資の回収」に多様な解釈が許されていることへの懸念は複数の回答者から、同様の指摘があった。

さらに、償却期間の尺度として考えられる「投資の回収期間」と「のれんの効果（シナジー）が持続する期間」に対する異同に対する、回答者の見解は次のとおりであった。第一に、ほとんどの回答者が、「投資の回収期間」と「のれんの効果が持続する期間」は異なっている（同じではない）と述べていた。そのうえで、多数の回答者が、「投資の回収期間」に比べて、「のれんの効果が持続する期間」を見積もることは難しいことを指摘していた。また、多くの回答者が、両者は客観的な証拠によって裏付けることができるかどうかという点で異なっていること（すなわち、経営者によって示される投資の回収計画は償却期間を合理的に裏づける証拠となりうるが、のれんの効果（シナジー）の持続期間を客観的に裏づけることは難しい）に注目していた。

5.3 いわゆる“too little, too late”問題の存否および深刻さ

今回のインタビュー調査では、いわゆる“too little, too late”問題（すなわち、「償却と減損損失の認識を合わせたのれんに係る費用認識は常に後手に回り、しかも計上額は過少水準にとどまっている」という問題）に対して、有識者たちがどのような見解を有しているかも尋ねた³⁹。

まず、作成者の見解についてであるが、回答者の多くが、（会計基準を字義通りに運用できているという意味で）“too little, too late”の問題は生じていないという意見であった⁴⁰。ただし、そのように述べた回答者も、（会計基準の範囲内で）減損の認識が遅れたり、減損損失額が小さく計上されたりする可能性まで否定していたわけではない。たとえば、ある回答

³⁹ ここでの“too little, too late”問題の捉え方は、企業会計基準委員会（2020）に従っている。

⁴⁰ これは、回答者の所属先が優良企業であったことも理由のひとつかもしれない。

者は、いわゆるシールドイング効果⁴¹が存在することを認めていた。作成者の回答には、シールドイング効果の存在や不可逆的な価値下落が生じているかの判断に伴って、利用者が予想するよりも減損損失の計上が遅延したり、その金額が過少となったりしても、それが基準に準拠した結果であれば、“too little, too late”ではないという暗黙の了解がみられた。

続いて、利用者については、複数の回答者が、「少なくとも一定水準のコストをかけて財務諸表分析を行う利用者であれば、実際に損失が計上されるよりも前に、業績悪化の見通し（いずれ減損損失が計上される旨の見通し）を把握している」と答えていた。

これらの回答者は、減損損失に対して「損失の大きさが事前の予想どおりであったかどうかを確かめるための手段としての役割」を暗黙のうちに期待していると考えられる。したがって、上述の回答は、その意味では会計上の減損処理は機能しており、“too little, too late”問題は生じていない（あるいは、深刻ではない）ということを表しているのであろう。

他方で、複数の利用者が、「事前には予想できなかった減損損失」の存在にふれていた。情報仲介者（アナリスト）は、予期できなかった減損損失の計上に関して責任追及を受ける虞があるため、何とかして減損の兆候を見抜こうとする。そうだとすると、すべての減損損失を予想することは困難であり、「予兆なき減損損失」が計上されることになる。こうした減損損失は、結果的として、利用者にとって“too late”となってしまう⁴²。

以上より、われわれが行った一連のインタビューの結果は、“too little, too late”問題とは何かについて、当事者の見解が一樣ではないことを示すものであった。とりわけ、作成者と利用者の間で、何を“too little, too late”と考えるかについて大きな隔たりがあることが、われわれのインタビュー調査から明らかとなった。のれんの会計処理をめぐる論争では、厳格な定義が行われることなく、“too little, too late”問題が語られており、この問題をめぐって当事者の間で同床異夢が生じている虞があることを示唆するものとなっている。

5.4 買入のれんの性質

のれんを規則的に償却すべきか否かをめぐる議論では、伝統的に、のれんの性質が注目されてきた。とりわけ、「のれんは減価するのか」という問題には、学術的にも、基準設定上でも強い関心がもたれてきたといえる。そこで、本インタビュー調査では、まず（1）のれんは減価するのかについて回答を求めた。また、「のれんは減価するか」という論点は、自

⁴¹ ここで、シールドイング効果とは「合併企業側が培ってきた自己創設のれんが正の値をとっており、それと被合併企業に係る買入のれんと一体となって減損の要否判定に供される場合、後者に価値下落が生じていても前者の価値が維持されていれば減損処理が不要となること」を指している。

⁴² 関連して、ある利用者は、「減損損失の計上に至った経営者や減損処理を事前に見抜けなかった情報仲介者（アナリストなど）は一律に責任を追及されるが、経営者にはコントロール不能な要因によって生じた業績悪化と、コントロール可能な要因による業績悪化では性質が異なる。両者を区分する必要があるのではないか」という趣旨の意見を述べていた。これを敷衍するなら、“too little, too late”問題も、それが発生した原因に応じて対処を考える必要があるということになるだろう。

己創設のれんから分離把握した買入のれんのが念頭におかれている。そこで、この前提と関連して、(2) 企業買収後の追加的な投資によって生じた自己創設のれんと買入のれんとを区分して把握できるのかについても質問を行った。

インタビューによって得られた回答を集約すると次のとおりである。まず、のれんは減価するか否かについては、利用者から、「減価するものもあれば、半永続的に価値が維持されていくものもある」という回答をえた。また、利用者からは、「減価するものとししないものに分かれる」という回答が「あらゆるのれんが減価する」の次に支持を集めていた⁴³。

さらに、本調査では追加的な質問として、「買入のれん自体の価値は投下資金の回収とともに下落するものの、追加投資によって新たに醸成された自己創設のれんの価値が新たに付け加わる結果、総体としてののれんの価値が維持されたり、向上したりする事態が生じる」という議論について、回答者の見解を尋ねた。いずれのインタビュー回答者も、「のれんの価値が総体として維持されるのは、買入のれんの価値下落を補うように自己創設のれんが付け加わった結果である」という見解を支持していた⁴⁴。われわれのインタビュー調査は、上述のような見解が学会関係者だけではなく、実務家との間で共有されていることを示すものとなっている。

ただし、いくつかの回答によって、学界関係者間で共有されている次のような知見は、実務家とは共有されていないことも示唆された。たとえば、ある回答者は、「買入のれんが合理的に予見しうる期間にわたって（減価せずに）存続するのはどのようなケースか」という問いに対して、買入のれんが主に超過収益力を生み出す源泉としてのブランドイメージで構成されている場合に言及した⁴⁵。ただし、そのようなブランドイメージの価値が維持ないし向上するのは、通常、買収後に行われる追加的な投資によるはずである。ここで論じられている買入のれんについては、やはり、ブランドイメージに根差した将来キャッシュフローに対する期待が実現するにしたがって、その期待部分は実物財へと置き換わり、価値を失っていくと考えられる。そうであるとすれば、上述の回答者が「合理的に予見しうる期間にわたって存続する」と考えていたのは、「買入のれん」というよりは、事後的に生み出された自己創設のれんを含む「のれんの総体」ということになる⁴⁶。

⁴³ ただし、ここでは、「のれん」を買入のれんと特定していなかったため、回答者は、「のれん」を買入のれんとその後の追加投資で生じる自己創設のれんとを合わせたものとして解釈していた可能性がある。

⁴⁴ ただし、ある回答者（利用者）は、すべてのアナリストが「のれんの価値が全体として維持されているようにみえるのは、買入のれんが漸次自己創設のれんに置き換わっているからである」という立場を受け入れているわけではないと指摘していた。

⁴⁵ ここで、回答者が想定していたのは、独立した無形資産として識別可能することが難しいブランドだと考えられる。

⁴⁶ ここでは本文で例示した買入のれん（ブランドを主要な構成要素とするもの）は価値を失っていく、という立場だけを学界側の議論として紹介した。実際には、ブランドを取替法が適用される取替資産に類似するものとみて、その簿価を据え置く考え方（すなわちメンテナンスを通じて一定の用役が絶えず維持されている資産とみる考え方）を支持する学界関係者もみられる。そこでは「レールや枕木などの交換を通じて一定の輸送サービスを提供できる状態を維持すること」と「追加支出によってブランドの価値が維持されること」との間にアナロジーが成立するかどうか争点となる。買入のれんを取替資産に類するものとみなせるかどうかを論じた先行研究として、山内（2010）、大日方（2012）および斎藤（2017）を参照。

なお、この点と関連して、ある利用者（規則的償却不支持）は、インタビューの中で、「企業価値の評価にとって重要なのは『のれんの総体としての価値』であり、それが買入のれんに由来するものなのか、それとも事後的な追加投資によって醸成されたものなのかは重要ではない」と指摘していた。主としてキャッシュフロー情報によって企業価値評価を行う利用者にとっては、「期待から事実へと転化した成果」という特質を会計利益が具備していること（すなわち自己創設のれんの排除）は重視されていないのかもしれない。

以上、われわれが行ったインタビュー調査は、（買入）のれんの減価をめぐって、学界関係者と実務家との間で見解の一致をみている部分がある一方、両者の考えた方の間に大きな隔たりが存在する部分もあることも示唆していた。

5.5 小括

本章では、作成者および利用者が、のれんの会計処理として、「規則的償却＋減損処理」と「減損処理のみ」のどちらをより望ましいと考えているのか、それはなぜかを調査した先行研究（徳賀他、2020）について、その回答結果の背景を探るために実施したインタビュー調査（フォローアップ調査）成果の一部を概説した。今回のインタビュー調査でえた発見事項は、先行研究の単なるフォローアップを超えて、これまで学術的に議論がなされてきた論点にも重要な含意をもつものとなっている。

たとえば、今回のインタビューでは、のれんの減損処理には次の3つの効果が存在することがあきらかとなった。まず、作成者・利用者ともに、減損処理の適用によって、収益性が見通しが不確実なM&Aを抑制することにつながることを指摘していた（M&Aにおける事前の規律付け効果）。次に、減損処理の適用によって、（それが適用されない場合に比べ）組織内で、M&Aの成否に係る責任の所在を明確化する誘因が働くという意見も、作成者・利用者の両方から寄せられた（M&Aに関する組織内での責任の明確化効果）。最後に、減損処理が有する「市場のシグナリング効果」についても、作成者・利用者それぞれによって認識されていた。ここで、市場のシグナリング効果とは減損処理が有する次のような効果を指す。すなわち、利用者は、投資対象企業に負の外生ショックが生じた場合、それによって収益性がどれだけ悪化するのかを予想する。のれんに対する減損損失の計上は、利用者が損失を予想するのに遅れて公表されるものの、作成者はその公表に際し、外生ショックの影響がどれだけ深刻であるかを利用者に説明することになる。利用者はそこからえた内部情報にもとづいて、適宜、自身の予想を修正することができる。

のれんの減損損失に対しては、利害関係者からどのような役割が期待され、また、実際にどのような役割を果たしているかが論争の対象となってきた。本章で紹介した調査結果は、インタビューという手法に内在する制約はあるものの、こうした論争に関わる有益な情報を引き出すことにつながっている。最終章でも述べるように、インタビューでえた知見をどうすればのれんをめぐる論争に活かすことができるか、また実際にどのように活かすかにつ

いては今後の検討課題である。

第6章 成果の概要 (3) – 作成者・利用者・監査人に対する質問票調査の回答比較

ここからは、徳賀他（2020）で行われた作成者および利用者に対する質問票調査と本研究で行った監査人に対する質問票調査の回答結果を比較し、これら三者の回答結果にどのような類似性や相違点が観察されるかを明らかにする^{47,48}。さらに、三者間の回答結果の異同に関する分析では、本研究で行ったインタビュー調査の回答も援用して、解釈を試みる。なお、徳賀他（2020）および本研究の監査人に対する調査票調査では、**図表 3-2** に示したとおり、三者に共通した論点だけでも多岐にわたっている。そこで、本稿では紙幅の関係から、会計基準設定の場で重要な論点となっており、われわれが特に重要と考えた 3 つの論点に絞って、回答の比較結果を示すことにする。本稿では、具体的に、次の 3 つの論点について、本研究の成果を報告する⁴⁹。

- のれんの会計処理について「減損処理のみ」と「規則的償却+減損処理」のいずれが望ましいと考えているか（あるいは、「どちらでも構わない」か）。
- のれんの性質をどのように捉えているか。
- のれんを償却する場合、どのような償却期間の規定が望ましいと考えているか。

6.1 「減損処理のみ」vs.「規則的償却+減損処理」の三者比較

まず、のれんの会計処理として、「減損処理のみ」と「規則的償却+減損処理」のいずれが望ましいか（あるいは「どちらでも構わないか」という質問について、作成者・利用者・監査人の回答結果を比較してみよう。

図表 6-1 より、「規則的償却+減損処理」を支持している回答者の割合は、作成者 73.38%（のれん計上企業のみでは 77.20%）⁵⁰、利用者 62.31%、監査人 89.52%であった。他方、「減損処理のみ」を支持した回答者の割合は、作成者 15.88%（14.80%）、利用者 20.00%、監査人 6.61%であった。また、「どちらでも構わない」を選んだ回答者の割合は、作成者 10.74%（8.00%）、利用者 17.69%、監査人（3.87%）であった。

以上より、日本の作成者・利用者・監査人については、いずれの利害関係者グループの間でも、のれんの会計処理として「規則的償却+減損処理」がもっとも支持されているといえる。また、「規則的償却+減損処理」に対する支持率は作成者・利用者・監査人の間でばら

⁴⁷ 本章の内容は徳賀他（2021）にもとづいている。ただし、その内容は紙幅の関係から、大幅に省略されているため、関心のある読者は徳賀他（2021）も併せて参照されたい。

⁴⁸ 作成者および利用者の回答者については本稿第2章のレビューを、監査人の回答者については本稿第4章を併せて参照されたい。

⁴⁹ これ以外の論点については、徳賀他（2021）の補論でまとめられている。関心のある読者はそちらも参照されたい。

⁵⁰ 以下、原則として、作成者の回答結果は「回答全体の結果（のれん計上企業のみ結果）」と、丸括弧内に「のれん計上企業」の結果を示す形とする。ここで、のれん計上企業とは「サンプルからのれんが未計上である企業とのれん残高の有無が確認できず、不明と分類された企業を除いたもの」（徳賀他、2020、28 頁、脚注 56）を意味する。

つきがあり、利用者の支持率をもっとも低く、監査人の支持率をもっとも高くなっていた。

図表 6-1 「減損処理のみ」 vs. 「規則的償却+減損処理」の三者比較

	作成者		利用者	監査人
	全体	のれん計上		
①減損処理のみ	71 (15.88)	37 (14.80)	26 (20.00)	41 (6.61)
②規則的償却+減損処理	328 (73.38)	193 (77.20)	81 (62.31)	555 (89.52)
③どちらでも構わない	48 (10.74)	20 (8.00)	23 (17.69)	24 (3.87)
合計	447 (100.00)	250 (100.00)	130 (100.00)	620 (100.00)

(注) 各列、上段に回答件数、下段に割合 (%) が示されている。

6.2 「減損処理のみ」を支持する理由の三者比較

本調査では、「減損処理のみ」および「規則的償却+減損処理」を選んだ回答者に対して、それぞれの会計処理を望ましいと考えた理由についても質問を行っていた。以下では、それぞれの会計処理を支持した理由について、作成者・利用者・監査人の回答結果の比較を行う。

まず、「減損処理のみ」を支持した理由に関する三者比較の結果を述べる。その結果は図表 6-2 にまとめられている。なお、表中の結果は、それぞれの理由について、「あてはまる」または「どちらかというにあてはまる」を選んだ回答者の割合とその順位が示されている。

図表 6-2 「減損処理のみ」を支持する理由の三者比較

	作成者		利用者	監査人
	全体 N=70	のれん計上 N=36		
• のれんに関して耐用年数や減価のパターンを予測するのは困難だから	2 位 (85.72)	3 位 (86.12)	2 位 (88.47)	1 位 (87.80)
• のれんの価値はその後の企業努力によって維持されるから	3 位 (82.86)	1 位 (88.89)	3 位 (88.46)	3 位 (73.17)
• のれんの償却費や償却後の	6 位	7 位	6 位	4 位

のれん残高は、財務諸表利用者にとって有用ではないから	(48.57)	(47.22)	(30.77)	(54.54)
• 適切な減損テストが行われれば、規則的償却の必要性はなくなるから	1 位 (88.57)	1 位 (88.89)	1 位 (96.15)	2 位 (85.37)
• のれんの償却費の分だけ利益が小さくなってしまいうから（作成者）／企業はのれんの償却費分だけ報告利益が小さくなることに否定的だから（監査人）	4 位 (57.97)	4 位 (55.56)		7 位 (19.52)
• のれんを償却しなくてよい他の企業との競争で不利な要因となるから	5 位 (54.29)	5 位 (52.78)		
• のれんを償却しなくてよい他の企業との比較可能性を損なうから			4 位 (84.62)	5 位 (56.10)
• 規則的償却を認めると減損損失がもつシグナリング効果を低減させるから	6 位 (48.57)	5 位 (52.78)	5 位 (38.46)	6 位 (46.34)

（注）「あてはまる」と「どちらかというにあてはまる」を合わせた回答者数で順位付けを行っている。丸括弧内には割合（％）が示されている。

図表 6-2 を確認すると、作成者（全体・のれん計上企業）・利用者・監査人のすべてで回答者がもっとも支持していた理由は、「適切な減損テストが行われれば、規則的償却の必要性はなくなるから」であった。なお、三者の中では、特に利用者の間でこの理由を支持する回答者の割合が高くなっている点は興味深い。この点について、われわれが行ったインタビュー調査の中で、ある利用者は「企業の動的な変化を企業の活力の源泉とみて評価するアナリストは、キャッシュフローを重視するとともに、減損情報もショックの大きさを図る手段として重視しているのではないか」と指摘を行っていた⁵¹。

続いて、作成者・利用者・監査人いずれのグループでも 80%を超える回答者が「のれんに

⁵¹ 徳賀他（2021）では、この点について、「規則的償却による場合、収益力の低下によって回収不能となった投資額は、営業活動を通じて回収された投資原価と区分されることなく減価償却費の形で費用に計上されることとなる。このように性質の異なる 2 つの要素が混然一体となってしまうことを嫌う利用者（アナリスト）は、非償却を支持することとなる」（17 頁）と論じている。

関して耐用年数や減価のパターンを予測するのは困難だから」を「減損処理のみ」を支持する理由としていた。また、本調査で提示した理由の中で「のれんの価値はその後の企業努力によって維持されるから」を選んだ回答者もすべてのグループで高い割合となっていることが図表 6-2 からわかる。

ここで、「減損処理のみ」を支持する理由として、「のれんの価値はその後の企業努力によって維持されるから」が、どの利害関係者グループでも、あてはまるという回答の割合が高くなっていたことについて、補足を行う。ここで問題としたいのは、たとえその後の企業努力によって、のれん価値が維持されているとしても、それは取得時ののれんとは性格が異なり、自己創設のれんに該当しているのではないか、という点である。

われわれのインタビュー調査では、作成者（大手製造および大手金融機関の回答者）は、ともに買入のれんと自己創設のれんの区別が難しいことを指摘していた。そのうえで、ある回答者（大手金融機関）は「意識的にのれんを維持しようとして支出をしているわけではなく、通常の企業行動として自然に維持されていく。追加投資は、のれんの維持コストとして分類されている訳ではない」と述べていた。

ある利用者（株式アナリスト）は、「自己創設のれんと買入のれんの区分は困難であり、アナリストがその区分を重視しているかどうかは明確ではない」と指摘していた。また別の利用者（債券アナリスト）は、「買入のれんと自己創設のれんを切り分けて分析するというプラクティスは定着していない。理論的には両者の相違は理解できるが、両者の切り分けを会社の外の人間が判断するのは難しい」と指摘していた。

また、作成者と利用者は、両者の区別が困難なことを認識しつつも、意図的ではない自己創設のれんの計上は問題としていないという可能性が考えられる。たとえば、ある利用者（投資信託）は、「アナリストによるキャッシュフロー予測や企業価値の評価においては、両者を統合した『ビジネスとしての価値』が重要であって、それがどこに由来しているのかは必ずしも重要ではない」ことを指摘している。また、別の利用者（業界団体役員）も「自己創設のれんの計上について、会計プロフェッションよりもアナリストのほうが寛容だということはある。自己創設のれんの適切な評価はアナリストに求められている役割だからである」と指摘している。

作成者・利用者と監査人の間での相違（監査人の方が当てはまると答えた回答者の割合が他の二者に比べて低くなっている）については、監査人と比べて、作成者や利用者の方がのれんを償却しないことで、自己創設のれんが計上されることを強く意識していない可能性も考えられる。たとえば、ある作成者（大手金融機関）は、「追加投資は、のれんの維持コストとして分類されている訳ではない。のれんを置き換えることを意識していない」とインタビューの中で指摘していた。

6.3 「規則的償却+減損処理」を支持する理由の三者比較

続いて、「規則的償却+減損処理」を支持する理由について、三者比較を行う。その結果は、図表 6-3 に示されている。

図表 6-3 「規則的償却+減損処理」を支持する理由の三者比較

	作成者		利用者	監査人
	全体 N=327	のれん計上 N=192	N=81	N=468
• のれんが表す超過収益力は市場競争によって徐々に減価するから	2 位 (76.75)	2 位 (78.65)	3 位 (80.25)	1 位 (88.37)
• 適切な期間配分によって収益と対応させるため	1 位 (88.99)	1 位 (92.71)	1 位 (87.65)	3 位 (75.86)
• のれんの中で減価しない部分と減価していく部分は区別できないから	4 位 (63.30)	4 位 (63.02)	4 位 (67.90)	2 位 (79.10)
• 他の償却性資産の会計処理と整合的な会計処理だから	3 位 (70.46)	3 位 (73.30)	1 位 (87.65)	5 位 (56.58)
• 規則的償却は減損処理によって代替できないから	5 位 (57.80)	5 位 (61.46)	5 位 (67.90)	4 位 (63.43)
• より慎重な合併・買収 (M&A) の意思決定が促されるため	6 位 (53.37)	6 位 (60.73)	6 位 (59.26)	7 位 (38.01)
• 減損処理のコストが軽減されるため	7 位 (51.23)	7 位 (50.78)	7 位 (40.74)	6 位 (42.88)

(注)「あてはまる」と「どちらかというにあてはまる」を合わせた回答者数で順位付けを行っている。丸括弧内には割合 (%) が示されている。

まず、作成者（全体およびのれん計上企業）と利用者で回答者がもっとも支持していた理由は「適切な期間配分によって収益と対応させるため」であった。ただし、利用者については、「他の償却性資産の会計処理と整合的な会計処理だから」も同率の支持を集めていた。監査人については、「のれんが表す超過収益力は市場競争によって徐々に減価するから」が理由として当てはまっているという回答がもっとも多く、「適切な期間配分によって収益と対応させるため」は三番目であった。

作成者・利用者については、多くの回答者が、のれんについて「規則的償却+減損処理」

を支持する理由として、収益と費用の対応の観点を重視している姿が浮かび上がる。特に、作成者のみならず、利用者についても、「対応」の観点が重視されている点は興味深い。

他方、監査人については、のれんの性格（のれんは減耗性）を捉えようとする観点が重視されていることがみてとれる。なお、監査人については、「のれんの中で減価しない部分と減価していく部分は区別できないから」という理由を支持する回答者の割合も高かった（79.10%）。この結果は監査人の強い保守性（保守的な態度）を表しているかもしれない。

さらに、**図表 6-2** の結果から、作成者・利用者ともに、「規則的償却+減損処理」を支持する理由として、収益費用対応の観点とともに、減耗性資産であるというのれんの性格や他の償却性資産の処理との整合性も重視している点は興味深い。これは、多くの作成者・利用者が、使用や時の経過に伴って減価していく事業投資である限りは、のれんも他の償却性資産と区別せず、規則的に償却していく方がよいと考えていることを表しているからかもしれない。

なお、「減損処理のコストが軽減されるため」という理由については、作成者・利用者・監査人のいずれについても当てはまるという回答は少なかった。米国基準や IFRS に関する議論では、減損テストのコスト（より正確にはコストとベネフィット）が償却再導入に関わる重要な論点となっているため、この結果はわれわれにとって意外なものであった。そこで、この点について、インタビュー調査でえた回答から若干の補足を行っておく。

作成者（大手金融機関および大手製造業企業）の回答者からは、「減損処理のみ」の場合でも、「規則的償却+減損処理のみ」の場合でも、減損処理に要するコスト負担（支出という意味と手間という意味の両方）は大きいという回答があった。この点（つまり償却によっても減損テストの負担は相変わらず大きい）が、当該理由について当てはまると答えた回答者が少なかった理由かもしれない。また、回答者にとって、減損テストのコストの観点は、他の理由に比べて重要ではない（間違っていないが、規則的償却を支持する積極的な理由は別にある）という可能性も考えられる。

6.4 のれんの性格に関する三者比較

今度は、のれんの性格に関する質問に対しての回答結果を三者間で比較する。**図表 6-4** に回答結果がまとめられている。回答者には、**図表 6-4** 中に示されているように、のれんの性格について、「①全部または大部分の価値は半永久的に維持される」、「②半永久的に価値が維持される部分も、維持されない部分も両方存在する」、「③半永久的に価値が維持される部分はない」、そして「④わからない」の中から回答を選んでもらった。

図表 6-4 より、三者いずれについても、「②半永久的に価値が維持される部分も、維持されない部分も両方存在する」や「③半永久的に価値が維持される部分はない」を選んだ回答者がほとんどであることがわかる。

さらに詳しく結果をみると、作成者については、②または③を選んだ回答者の割合は

ほぼ同程度であったものの、利用者については、②を選んだ回答者の割合が 57.69%、③を選んだ回答者の割合が 33.08%と、前者を選んだ回答者が後者を選んだ回答者よりも多かった。監査人については、②を選んだ回答者の割合が 39.70%、③を選んだ回答者の割合が 54.70%と、②よりも③を選んだ回答者の割合の方が高くなっていることがわかる。監査人の結果は、利用者の結果とは逆となっていた。

以上の結果から、作成者や利用者に比べ、監査人は「のれんの価値が（部分的にではあっても）将来にわたって半永久的に価値が維持される」という見方に懐疑的な立場をもっているといえるであろう。

図表 6-4 のれんの性格に関する三者比較

	作成者		利用者	監査人
	全体	のれん計上		
①全部または大部分の価値は半永久的に維持される	5 (1.13)	4 (1.61)	3 (2.31)	7 (1.10)
②半永久的に価値が維持される部分も、維持されない部分も両方存在する	190 (42.89)	111 (44.58)	75 (57.69)	246 (39.70)
③ 半永久的に価値が維持される部分はない	207 (46.73)	117 (46.99)	43 (33.08)	339 (54.70)
④わからない	41 (9.26)	17 (6.83)	9 (6.92)	28 (4.50)
合計	443 (100.00)	249 (100.00)	130 (100.00)	620 (100.00)

（注）各列、上段に回答件数、下段に割合（%）が示されている。

6.5 のれんの償却期間の決定要因

ここからは、のれんの償却期間に関わる質問に対する回答結果を三者間で比較する。最初に取り上げるのは、作成者がのれんの償却期間を決定する際に重視している要因に関する質問である。なお、回答者には、図表 6-5 に示されている要因を質問票ないし web フォームで提示した⁵²。また、この質問では、作成者に対しては、「作成者自身が重視している要因」を、利用者・監査人に対しては、「作成者が重視しているであろうと想定される要因」を尋ねる形をとっている。

⁵² 以下では、質問票に提示した要因について、これまでと同じように、「あてはまる」と「どちらかというにあてはまる」とした回答をまとめて、償却期間を決定する際に、作成者によって重視されている要因として結果を述べることにする。

図表 6-5 のれんの償却期間の決定要因に関する回答の三者比較

	作成者		利用者	監査人
	全体	のれん計上		
	N=327	N=192	N=81	N=468
• 経営者の計画にもとづく投資の回収可能期間	1 位 (90.21)	1 位 (89.64)	1 位 (76.54)	1 位 (92.43)
• シナジーが持続すると見込まれる期間	2 位 (79.21)	2 位 (78.76)	3 位 (55.56)	2 位 (85.04)
• 被取得企業が単独でより高い将来キャッシュフローを維持すると見込まれる期間	3 位 (59.63)	3 位 (64.24)	5 位 (48.15)	3 位 (71.35)
• 関連する有形固定資産の耐用年数	5 位 (23.85)	5 位 (24.87)	4 位 (55.55)	5 位 (24.86)
• 関連する他の無形固定資産の耐用年数	4 位 (32.72)	4 位 (36.79)	2 位 (56.79)	4 位 (32.26)

(注)「①あてはまる」と「②どちらかというにあてはまる」を合わせた回答者数で順位付けを行っている。なお、丸括弧内には割合を示している。なお、丸括弧内には割合を示している。

図表 6-5 から、いずれの利害関係者グループについても、のれんの償却期間を決定する際に、作成者に重視されている要因として「経営者の計画にもとづく投資の回収可能期間」を選んだ回答者の割合がもっとも高くなっていることがわかる。ただし、作成者と利用者で 2 番目に回答者の割合が高くなっていた「シナジーが持続すると見込まれる期間」については、利用者では 3 番目となっているなど、作成者・監査人と利用者との間で、回答パターンに相違が存在していることもみてとれる。このような違いが観察された理由として、作成者・監査人と利用者の間に情報の非対称性が存在すること、すなわち、利用者は、作成者・監査人と異なり、どのようにのれんの償却期間が決定されているか、その内情（＝内部情報）を知ることが困難であることが考えられる⁵³。

6.6 のれんの償却期間をどのように規定すべきか

次に、のれんを規則的に償却する場合に、その償却期間をどのように規定すべきか（償却期間の上限を設ける、画一的な償却年数とする、償却期間の規定を設けるべきではない、の 3 つから選択）について、各利害関係者グループの見解を比較する。

図表 6-6 より、いずれの利害関係者グループについても、「①償却期間の上限を設けるべき」

⁵³ もちろん、作成者と監査人の間にも、情報の非対称性は存在すると考えられるが、その程度は、作成者・監査人と利用者の間の方が大きいと考えられる。

を選んだ回答者の割合がもっとも高く、作成者で 71.17% (70.98%)、利用者で 81.48%、監査人で 74.23%であった。以上の結果は、のれんを規則的に償却する場合、償却期間に上限を定める形の規定（現行の日本基準と同様の規定の仕方）がいずれのグループからも支持されていることを示している。

図表 6-6 償却期間の規定に対する意見の三者比較

	作成者		利用者	監査人
	全体	のれん計上		
①償却期間の上限を設けるべき	232 (71.17)	137 (70.98)	66 (81.48)	412 (74.23)
②画一的な償却期間を設けるべき	36 (11.04)	20 (10.36)	8 (9.88)	45 (8.11)
③償却期間に関する規定を設けるべきではない	58 (17.79)	36 (18.65)	7 (8.64)	98 (17.66)
合計	326 (100.00)	193 (100.00)	81 (100.00)	555 (100.00)

（注）各列、上段に回答件数、下段に割合（%）が示されている。

6.7 償却期間の上限または一律の償却年数に対する意見

（1）償却期間の上限に対する意見

続いて、図表 6-6 の結果をふまえ、「①償却期間の上限を設けるべき」を選んだ回答者が具体的に何年を上限年数とすべきだと考えているか、その見解を比較する。図表 6-7 に示されているように、作成者について、もっとも多かった回答は「20 年」(56.96% (63.97%)) であり、次が「10 年」であった。他方、利用者・監査人については、もっとも多かった回答が「10 年」(利用者：48.48%、監査人：48.79%)、次が「20 年」であった。以上の結果から、のれんの償却期間の上限年数として、利用者・監査人の多くが 20 年は長いと考えていることがうかがえる。

また、われわれの調査結果は、償却期間の上限年数として、20 年のように比較的長い年数を望ましいと考えるか（作成者）、それより短い 10 年を上限とすることが望ましいと考えるか（利用者・監査人）が、利害関係者グループによって異なっていることを示している。

図表 6-7 望ましい償却期間の上限に関する三者比較

	作成者		利用者	監査人
	全体	のれん計上		
20 年	131 (56.96)	87 (63.97)	21 (31.82)	152 (36.89)
15 年	17 (7.39)	8 (5.88)	8 (12.12)	32 (7.77)
10 年	69 (30.00)	33 (24.26)	32 (48.48)	201 (48.79)
5 年	9 (3.91)	4 (2.94)	4 (6.06)	25 (6.07)
その他	4 (1.74)	4 (2.94)	1 (1.52)	2 (0.49)
合計	230 (100.00)	136 (100.00)	66 (100.00)	412 (100.00)

(注) 各列、上段に回答件数、下段に割合 (%) が示されている。

ここで、償却期間の上限年数について、インタビュー調査からえた回答をもとに補足しておく。まず作成者（金融業）の中には、買収先の保有契約と成長予想がのれんの価値のベースとなっていることを指摘する回答があった。この回答者は、そのような場合、（回答者が属する業種についてであるが）保有契約についてはおよそ 10 年、成長予想についてはおよそ 30 年を想定することはふつうであると述べていた。なお、この回答者は、作成者が実態よりも長い償却期間を設定し、毎期の償却負担を小さくしようとする懸念があることから、会計基準上は、より短い償却期間（最長で 20 年）とした方がよいと述べていた。

利用者に対するインタビューからは、複数の回答者が、20 年はもちろん、10 年でも長過ぎると述べていた。なお、利用者の中には、自身の経験にもとづいて、企業を取り巻く環境変化が著しい中で、10 年以上先の将来を、責任をもって見通せる経営者はいない、という点を償却期間の上限を短く設定すべき理由としている者もいた⁵⁴。

また、監査人については、ある回答者（大手監査法人）から、M&A の案件によっては（たとえば、M&A 独自の固有性が認められ、かつ参入障壁が高い場合）、償却期間の上限年数として 20 年がよいケースがあると述べていた。加えて、ある監査人は 10 年を上限として支持し、その理由として、企業の投資計画の前提は 10 年程度であることが多い点に言及していた。

⁵⁴ 同様の見解は、監査人の回答者からも寄せられた。

(2) 一律の償却年数に対する意見

「②画一的な償却期間を設けるべき」と考えている回答者は、いずれのグループでも、それほど数は多くなかったものの、これらの回答者が画一的な（一律の）償却期間として、何年を想定しているのかは興味深い問題である。そこで、ここからは、「②画一的な償却期間を設けるべき」と答えた回答者が、何年を具体的な償却期間の年数として考えているかを三者間で比較する。

図表 6-8 より、三者いずれについても、「10 年」を一律の償却期間とすべきという意見がもっとも多かった。まず、作成者については、「10 年」を支持した回答者の割合は 41.67%（45.00%）であった。続いて、利用者については 50.00%の回答者が、監査人については 53.33%の回答者が「10 年」を支持していることが確認できる。次に多かったのは「5 年」であり、作成者で 38.89%（25.00%）、利用者で 37.50%、監査人で 28.89%の回答者がこの年数を一律の償却期間として支持していた。「20 年」については、作成者では一定数の回答者が支持していることがみてとれるが、利用者・監査人については、支持している回答者はほとんどいなかった。以上の結果は、三者の間で、一律の償却期間として「10 年」ないし「5 年」が容認しうる年数と考えられており、「20 年」という年数については、一律の償却期間としては長すぎると考えられていることを示すものとなっている。

図表 6-8 望ましい画一的な償却期間に関する三者比較

	作成者		利用者	監査人
	全体	のれん計上		
20 年	5 (13.89)	4 (20.00)	0 (0.00)	4 (8.89)
15 年	1 (2.78)	1 (5.00)	0 (0.00)	2 (4.44)
10 年	15 (41.67)	9 (45.00)	4 (50.00)	24 (53.33)
5 年	14 (38.89)	5 (25.00)	3 (37.50)	13 (28.89)
その他	1 (2.78)	1 (5.00)	1 (12.50)	2 (4.44)
合計	36 (100.00)	20 (100.00)	8 (100.00)	45 (100.00)

（注）各列、上段に回答件数、下段に割合（%）が示されている。

ここでも、われわれが行ったインタビュー調査の結果から補足を行う。われわれがインタ

ビューを行った回答者のほとんどが一律の償却期間を適用することには反対の意見であった（これはすでに述べたとおり、どのグループでも、画一的な償却年数を規定すべきという回答者がそれほど多くなかったことに符合する）⁵⁵。

たとえば、ある利用者は、償却期間の見積もりが有する情報内容の観点から反対を行っていた。また作成者（金融業）は、案件毎に予想される回収期間が異なっていることを理由に反対の意見を述べていた。同趣旨の意見は監査人の回答者からも複数寄せられており、中には一律の償却期間を定めることが、M&A の意思決定を歪める虞があることを理由に反対意見を述べていた。

6.8 償却期間の例外規定に関する是非

最後に、のれんの償却期間に関する規定に例外規定を設けるべきかどうかについて、三者の見解を比較する⁵⁶。図表 6-9 より、三者いずれについても「②設けるべきではない」とする回答者の割合の方が高くなっていることがわかる（作成者：58.56%（58.17%）、利用者：63.51%、監査人：68.49%）。特に、三者の中では、例外規定を設けるべきではないと考えている回答者が監査人でもっとも多くなっており、監査人の「保守的な」態度を窺わせる結果となっている。

なお、われわれは、利用者・監査人に比べ、作成者はより多くの裁量を求める傾向があり、例外規定に対する支持率が高くなるのではないかと予想していたが、調査結果はそのような予想を支持するものではなかった。その理由として、いくつかの可能性が考えられるが、たとえば、作成者が例外規定の適用を認めてもらうための反証作業は、決して容易ではない（コストが大きい）という可能性が考えられる。

図表 6-9 例外規定を設けることに対する意見の三者比較

	作成者		利用者	監査人
	全体	のれん計上		
①設けるべき	109 (41.44)	64 (41.83)	27 (36.49)	144 (31.51)
②設けるべきではない	154 (58.56)	89 (58.17)	47 (63.51)	313 (68.49)
合計	263 (100.00)	153 (100.00)	74 (100.00)	457 (100.00)

（注）各列、上段に回答件数、下段に割合（%）が示されている。

⁵⁵ ただし、ある監査人は、恣意性を排除することを目的に、一律の償却期間を定めることを支持していた。

⁵⁶ この質問は、償却期間の規定として「①償却期間の上限を設けるべき」または「②画一的な償却期間を設けるべき」を選んだ回答者のみを対象としている。

6.9 小括

本章では、作成者および利用者を対象とした徳賀他（2020）および監査人を対象とした本スタディ・グループの調査（本稿第4章参照）による大規模な質問票調査による結果を用いて、各利害関係者グループの見解を定量的に把握し比較することで、これらのグループ間にみられる回答結果の異同を析出した。その主たる発見事項は次のとおりであった。まず、(1) 作成者・利用者・監査人の三者いずれについても「規則的償却+減損処理」を支持する意見が大勢を占めていることが明らかになった（ただし、三者間で意見に温度差がある）。(2) 作成者・利用者と比較すると、監査人の回答者は、のれんの価値が半永久的に維持されるという見方に懐疑的であることが明らかになった。なお、本稿では詳細を省略しているものの、「規則的償却+減損処理」と「減損処理のみ」のいずれを支持するかは、のれんの性格をどのようなものかと考えるかと強く関連していることを示唆する証拠もえられている。加えて、(3) 償却期間の規定に関しては、全ての利害関係者グループについて、「償却期間の上限を設けるべき」という見解を支持する回答者がもっとも多かった。また、もっとも支持されていた償却期間の上限年数については、作成者と利用者・監査人の間で違いも観察された（作成者：20年、利用者・監査人：10年）。

今回の三者比較を通じて、必ずしも質問票調査からは明らかにできない新しい疑問も生じた。そのような疑問点については、インタビュー調査からえたフィードバックも活用しながらその背後にある理由を検討した。そのひとつが、「減損処理のみ」を支持する理由として、三者ともに、「のれんの価値はその後の企業努力によって維持されるから」は有力なものだったが、なぜ監査人からの支持度合いが相対的に低くなっていたのかという点である。この点については、複数の作成者、利用者、監査人の回答から、日本における会計教育および公認会計士試験による「刷り込み」（自己創設のれんの計上を強く否定する教育）の影響が窺われた。特に監査人に関しては、公認会計士試験のための学習において、そのような観点が重視されていることが関係しているかもしれない。加えて、本章でも取り上げたように、作成者も利用者もともに、自己創設のれんと買入のれんとの区別を意識して経営を行ったり、投資対象のビジネスの価値をみたりしているわけではないこともインタビューを通じてあきらかとなった。このような背景が、監査人と残りの二者（作成者・利用者）との間で上述の違いをもたらしているのかもしれない。

さらに、三者いずれにおいても、「償却期間の上限年数を設けるべき」がもっとも支持されていたが、具体的な上限年数については作成者と利用者・監査人の間で見解が分かれていた（作成者は20年を上限とする意見が、利用者・監査人は10年とする意見が多かった）。この点についても、インタビュー調査からえたフィードバックによって考察を行った。実際にM&Aを行う作成者からは、案件によっては20年を超える投資の回収期間を見込む場合があるとの意見が寄せられた。他方、作成者は、作成者の償却期間の見積もりが長くなる傾向を念頭において、より短いのれんの存続期間（結果として償却期間）を想定していた。監

査人もまた、作成者の投資計画の実態をふまえつつ、保守的に償却期間を評価していた。

終章 おわりに―最終報告に向けて

本稿は、日本会計研究学会スタディ・グループ『のれんの会計処理に係る包括的考察』の中間報告にあたって、本スタディ・グループのこれまでの研究成果の概要（紙幅の関係からその一部）を紹介するためのものである。そこで本稿では、われわれの問題意識と検討課題、ならびにその検討課題に対してどのように取り組むか、研究方法について紹介するとともに、これまでわれわれがえた成果の一部、特に（1）監査人に対する質問票調査、（2）有識者へのインタビュー調査、（3）質問票調査に対する三者の回答比較の成果の一部について概要をまとめた。終章では、中間報告という本稿の性格に照らして、研究の総括に代えて、最終報告に向けて、本研究に残された課題についてまとめおく。

（これまでのインタビューの成果の取りまとめと追加的なインタビュー調査の実施）

今回の調査では、のれんの会計処理をめぐって、基準設定過程において重要な役割を果たしていると考えられる作成者・利用者・監査人という3つの利害関係者グループから協力者をえて、インタビューを実施した。作成者・利用者に対するインタビュー調査結果についてはすでに検討をおえ、その結果を体系的にまとめているものの、監査人に対するインタビュー調査の体系的な検討はこれからである。監査人に対する質問票調査では、いくつかの重要な論点について、自由記述での回答も収集しており（本稿ではその紹介は割愛した）、監査人に対するインタビュー調査の結果と併せてより一層の検討が必要である。

また、基準設定過程において重要な役割を果たす主体には、作成者・利用者・監査人の三者だけではなく、基準設定主体や規制当局（日本会計基準設定主体や金融庁）自体も含まれるであろう。本スタディ・グループはこれらの主体に対しても（新型コロナ禍という状況に対して配慮しながら）インタビュー調査の実施を計画している。いまだ論争が続いているのれんの会計処理に対して、また、われわれが行ってきた調査結果に対して、基準設定主体や規制当局の関係者がどのような見解をもっているかを知ることが、われわれの研究に対して、これまでとは異なる視点を与えてくれるものと期待できる。

なお、第6章の最後に述べたとおり、インタビューでえた（また、これからえられるであろう）知見をどうすればのれんをめぐる論争を整理するために活かすことができるのか、また、実際にどのように活かすかという問題についても、今後、グループ内で議論を深めていく必要がある。

（三者間比較による回答結果のさらなる分析と仮説の導出）

本稿、第6章では、作成者・利用者・監査人に対する質問票調査の回答結果について、三者間の比較・検討を行った。その結果、のれんの会計処理をめぐるいくつかの論点について、三者間の回答パターンに興味深い相違点や類似点を析出することができた。しかしながら、三者間比較によって見いだされたそれらの事実は、いまだ解決されていない新しい疑問を

惹起させるものでもあった。そこで、三者間比較によって析出された、各利害関係者グループの見解の異同について、その背景をさらに深く理解するために、(1) 質問票調査の回答間の分析や (2) インタビュー調査からのフィードバックをふまえてさらなる検討を行う必要がある⁵⁷。なお、インタビュー調査には、インタビュー対象者から、通常、われわれの知らない、問題の背景にある豊かな情報をえることができるという強みがある。ただし、インタビュー調査は、論点の深掘りするうえで有益な手段といえるけれども、調査対象件数はどうしても少なくなってしまうため、科学的な検証という点では難点も残されている。そこで、本スタディ・グループの今後の研究課題として、三者間比較の結果ならびにインタビュー調査からのフィードバックを利用して実証可能な新たな仮説を導出し、実証分析（アーカイバル調査）によってそれらの仮説を検証することが考えられる。

（理論的文献ならびに実証研究のレビュー）

最後に、第3章 研究方法で述べたとおり、本スタディ・グループは研究課題に取り組むにあたって、(1) 質問票調査（三者比較含む）、(2) 訪問面接調査（インタビュー調査）、(3) 文献調査、ならびに (4) 理論的分析を主たる研究方法として採用している。本稿では、現時点で一定のまとまった成果がえられている (1) 質問票調査および (2) インタビュー調査について概要を述べたが、現在、(3) 実証研究のレビューと (4) 理論的分析についても研究が進められている⁵⁸。今後の研究では、本稿の第3章 研究方法に示された方法によって、実証研究のレビューと理論的文献の検討を行い、学術的見地から、のれんの会計処理をめぐる基準設定上の論争を整理する。また、上述のとおり、今後、本スタディ・グループでは質問票調査やインタビュー調査の結果にもとづき、検証すべき仮説の導出を試みるが、そのためにも文献調査（とりわけ、実証研究のレビュー）は重要な役割を果たすことになるであろう。

以上が、本スタディ・グループに残された研究課題であり、最終報告に向けて、いくつかの研究が進行中である。もちろん、本稿で述べた研究成果についても、今後、研究の進展によって、これまでとは異なる視点から分析が可能となるかもしれない。その意味では、本稿で報告した研究成果についても、最終報告に向けて、繰り返し、その意義を検討し直していく必要があるだろう。

謝辞：ご多忙にも関わらず、本スタディ・グループの質問票調査への回答にご協力いただいた皆様に心より感謝申し上げます。日本公認会計士協会・会長の手塚正彦様および企画本部の

⁵⁷ 質問票調査の回答間の関係についてはすでに部分的な分析を実施している。詳しくは山下他（2021）や徳賀他（2021）も参照せよ。また、インタビュー調査のフィードバックをふまえた検討については、すでにその一部を第6章でも紹介した。

⁵⁸ すでに述べたとおり、その成果の一部は宮宇地（2021）として公表されている。

永井穂様には、大手監査法人および準大手監査法人に本調査への協力を依頼していただいた。また、質問票調査にご協力いただいた、有限責任監査法人トーマツ（國井泰成包括代表）、有限責任あずさ監査法人（高波博之理事長）、EY 新日本監査有限責任法人（片倉正美理事長）、PwC あらた有限責任監査法人（井野貴章代表執行役）、太陽有限責任監査法人（山田茂善総括代表社員）、PwC 京都監査法人（山田善隆パートナー）、東陽監査法人（佐山正則理事長）、仰星監査法人（南成人理事長）、三優監査法人（古藤智弘代表社員）、および、ひびき監査法人（道幸静児理事長）とご所属の公認会計士の皆様に心より感謝申し上げる（役職名は当時のものである）。同じく、本スタディ・グループが実施した訪問面接調査（インタビュー調査）に対して、貴重な時間を割いてご協力いただいた匿名の回答者の皆様にも心より感謝申し上げる。また、本スタディ・グループが質問票調査とインタビュー調査を実施するにあたっては、徳賀芳弘教授（京都先端科学大学教授・京都大学名誉教授、日本会計研究学会会長）にも、日本公認会計士協会および各監査法人への協力依頼やインタビュー先の紹介などで多大なご協力をいただいた。ここに記して感謝申し上げたい。

また、本稿の作成にあたっては、日本会計研究学会よりスタディ・グループとして助成を受けている。なお、本文中の脚注にも記載しているとおり、本稿は、日本会計研究学会スタディ・グループ中間報告書（学習院大学経済経営研究所ディスカッションペーパー）として、米山他（2021）、山下他（2021）、および徳賀他（2021）にもとづいて作成されたものである。

参考文献

- Accounting Standards Board of Japan [ASBJ]・European Financial Reporting Advisory Group [EFRAG]・Organismo Italiano di Contabilità [OIC] (2014) *Should Goodwill Still Not Be Amortised? Accounting and Disclosure for Goodwill*.
- Accounting Standards Board of Japan [ASBJ] and Hong Kong Institute of Certified Public Accountants [HKICPA] (2020) *Goodwill: Improvements to subsequent accounting and an update of the quantitative study*. (企業会計基準委員会スタッフ・香港公認会計士協会スタッフ (2020)『のれん：企業結合後の会計処理の改善及び定量的調査の更新』.)
- Alexander, S. S. (1950) *Income Measurement in A Dynamic Economy. Five Monographs on Business Income*. Edited by American Institute of Accountants (AIA). Study Group on Business Income.
- Edwards, E. O., and P. W. Bell (1961) *The Theory and Measurement of Business Income*. University of California Press.
- Financial Accounting Standards Board [FASB] (2019) *Invitation to Comment – Identifiable Intangible Assets and Subsequent Accounting for Goodwill*.
- Financial Accounting Standards Board [FASB] (2020) *Minutes of December 16, 2020 Board Meeting on The Board Discussed the Amortization Details for an Impairment-with-Amortization Model*. (https://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=Document_C&cid=1176175869658&d=&pagename=FASB%2FDocument_C%2FDocumentPage)
- Financial Accounting Standards Board [FASB] (2021a) *Minutes of April 7, 2021 Board Meeting on Identifiable Intangible Assets and Subsequent Accounting for Goodwill*. (https://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=Document_C&cid=1176176502298&d=&pagename=FASB%2FDocument_C%2FDocumentPage)
- Financial Accounting Standards Board [FASB] (2021b) *Minutes of June 23, 2021 Board Meeting on The Board Discussed Potential Changes to the Existing Goodwill Impairment Model*. (https://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=Document_C&cid=1176176857275&d=&pagename=FASB%2FDocument_C%2FDocumentPage)
- Financial Accounting Standards Board [FASB] (2021c) *Joint IASB-FASB Education Meeting AP18A: Identifiable Intangible Assets and Subsequent for Goodwill*. (<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2021/july/iasb-fasb/ap18a-identifiable-intangible-assets-and-subsequent-accounting-for-goodwill.pdf>)
- International Accounting Standards Board [IASB] (2004) *IFRS3: Business Combinations*. (企業会計基準委員会・財団法人財務会計基準機構 [日本語訳監修] (2004)『国際財務報告基準書 2004』レクサス・ネクススジャパン株式会社.)
- International Accounting Standards Board [IASB] (2020) *Discussion Paper: Business Combinations – Disclosures, Goodwill and Impairment*. (国際会計基準審議会 [IASB] (2020)『ディスカ

ッション・ペーパー：企業結合－開示、のれん及び減損』。）

International Accounting Standards Board [IASB] (2021a) *Staff Paper, May 2021 Agenda ref 18C: Subsequent Accounting for Goodwill*.

(<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2021/may/iasb/ap18c-subsequent-accounting-for-goodwill.pdf>)

International Accounting Standards Board [IASB] (2021b) *Staff Paper, May 2021 Agenda ref 18F: Academic Evidence*.

(<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2021/may/iasb/ap18f-academic-evidence.pdf>)

International Accounting Standards Board [IASB] (2021c) *Staff Paper, July 2021 Agenda ref 18D: Subsequent Accounting for Goodwill – Reintroducing Amortisation*.

(<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2021/july/iasb/ap18d-subsequent-accounting-for-goodwill.pdf>)

Linsmeier, T. J., and E. Wheeler (2021) “The Debate over Subsequent Accounting for Goodwill,” *Accounting Horizons*, 35(2), 107-128.

大日方隆（2012）「整合性分析と実証研究」、大日方隆（編著）『会計基準研究の原点』、第 20 章所収、中央経済社。

企業会計基準委員会 [ASBJ] (2015)『のれんの償却に関するリサーチ』。(Accounting Standards Board of Japan [ASBJ] (2015) *Research on amortization of goodwill*. Research Paper No.1.)

企業会計基準委員会 [ASBJ] (2017)『のれんを巡る財務情報に関するアナリストの見解』。(Accounting Standards Board of Japan [ASBJ] (2017) *Analyst views on financial information regarding goodwill*. Research Paper No.3.)

企業会計基準委員会 [ASBJ] (2020)「IASB ディスカッション・ペーパー『企業結合－開示、のれん及び減損』に対するコメント」、2020 年 12 月 28 日

(<https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/20201228.pdf>)。

斎藤静樹（2017）「のれんの償却と減損－企業結合会計基準の迷走－」『企業会計』第 69 巻 第 1 号、13-20 頁。

徳賀芳弘・宮宇地俊岳・山下知晃（2020）『のれんの会計処理に関する調査』京都大学経済学研究科ディスカッションペーパーシリーズ No. J-18-004。

徳賀芳弘・宮宇地俊岳・山下知晃・米山正樹・浅見裕子（2020）『のれんの会計処理に関する調査』京都大学経済学研究科ディスカッションペーパーシリーズ No. J-21-002。

宮宇地俊岳（2021）「のれんの会計処理に関する実証研究レビュー」『経済論叢（徳賀芳弘教授退職記念号）』、第 195 巻第 2 号、85-113 頁。

日本経済団体連合会（経団連）金融・資本市場委員会企業会計部会（2017）「のれんの会計処理に関するアンケート結果の整理」。

山内暁（2010）『暖簾の会計』中央経済社。

山下知晃・宮宇地俊岳・徳賀芳弘（2021）『のれんの会計処理に関する調査：監査人の回答

とその分析』京都大学経済学研究科ディスカッションペーパーシリーズ No. J-20-007。
米山正樹・徳賀芳弘・浅見裕子（2021）『のれんの会計処理に関するインタビュー質問表
調査の回答結果に係る背景の探求ー』学習院大学経済経営研究所ディスカッションペ
ーパーNo.20-1。